

平生町告示第42号

令和3年第9回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年8月30日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年9月9日
  - 2 場 所 平生町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子 <small>さん</small>	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子 <small>さん</small>
細田留美子 <small>さん</small>	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第9回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和3年9月9日 (木曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和3年9月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託 平生町学校給食基本構想に関する請願
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第41号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第42号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第43号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第44号 平生町章制定条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第11 議案第46号 工事請負契約の締結について (変更)
- 日程第12 認定第1号 令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和2年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 報告第5号 専決処分の報告について (町長専決処分指定事項)
- 日程第20 報告第6号 令和2年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第7号 令和2年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第22 報告第8号 令和2年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第9号 令和2年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第10号 令和2年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第11号 令和2年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第12号 令和2年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第13号 令和2年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第14号 令和2年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第15号 令和2年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第16号 令和2年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第17号 令和2年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第18号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第33 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第34 決算特別委員会の設置
- 日程第35 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託 平生町学校給食基本構想に関する請願
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第41号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第42号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第43号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第44号 平生町章制定条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第11 議案第46号 工事請負契約の締結について（変更）
- 日程第12 認定第1号 令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 認定第2号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第14 認定第3号 令和2年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第16 認定第5号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第17 認定第6号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第18 認定第7号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第19 報告第5号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第20 報告第6号 令和2年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第7号 令和2年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第8号 令和2年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第9号 令和2年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第10号 令和2年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報  
告
- 日程第25 報告第11号 令和2年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第12号 令和2年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第13号 令和2年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況  
報告
- 日程第28 報告第14号 令和2年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報  
告
- 日程第29 報告第15号 令和2年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状  
況報告
- 日程第30 報告第16号 令和2年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第17号 令和2年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第18号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率  
及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第33 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第34 決算特別委員会の設置

---

出席議員（11名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	6番 赤松 義生君
7番 河藤 泰明君	8番 岩本ひろ子さん
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 村中 仁司君
13番 中川 裕之君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君	書記 園崎 宏史君
-----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	浅本 邦裕君	副町長 ……………	高木 哲夫君
教育長 ……………	清時 崇文君	会計管理者 ……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			中尾 和正君
地域振興課長 ……………	星出 一明君	町民福祉課長 ……………	淵上万理子さん
税務課長 ……………	池田 真治君	健康保険課長 ……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………			吉岡 文博君
建設課長 ……………	友田 隆君		
教育次長兼学校教育課長 ……………			河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 ……………			三村 直子さん
総務課主幹 ……………	横田 佳幸君		
総務課長補佐兼財務班長 ……………			久保 秀幸君

---

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、

これより令和3年第9回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中村武央議員、中本敦子議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの16日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの16日間と決しました。

---

#### 日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって諸般の報告といたします。

---

#### 日程第4. 請願の委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第4、平生町学校給食基本構想に関する請願の委員会付託を議題といたします。

この請願は、会議規則第84条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、産業文教常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第5. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第5、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

日中は、まだまだ暑い日が続いておりますが、朝晩は過ごしやすい気候となっております。

9月5日、13日間の日程を終え、第16回夏季パラリンピック東京大会が閉幕いたしました。東京オリンピック同様に新型コロナウイルスの影響で1年延期され、緊急事態宣言下での開催には賛否もありましたが、競技の中止などなく無事に終了いたしました。日本人選手の活躍もあり、違いを認め、互いを尊重し、ともに生きる。それを当たり前のこととする共生社会の意義を多くの人が感じたものになったのではないのでしょうか。

さて、この夏は、例年よりも早い梅雨明けとなりましたが、梅雨入りも早かったことから九州北部地方では63日間と長梅雨となりました。反面、降水量は平年の5割に届かないなど異例の梅雨となりました。梅雨明け以降は、猛暑が続いておりましたが、8月に入り、台風9号の接近、その後は梅雨末期のような大雨となり、全国各地で河川の氾濫や土砂災害などの甚大な災害が発生しております。本町においては、幸いにも人的被害はありませんが、道路の崩落などが発生しており、一刻も早い復旧に向けて取り組んでいるところであります。

秋は、「実りの秋」、「文化・芸術の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、そして「食欲の秋」と枕詞の多い季節でもあります。しかし、昨年が続いて今年の秋も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、多くの行事が縮小・中止となっております。来年の秋こそは、このコロナ危機を乗り越え、「実り豊かな秋」を実感したいものであります。

そうした中、定められました令和3年第9回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

行政報告に入ります前に少し、国・地方を取り巻く情勢について、触れてみたいと思います。

今月3日、菅首相は今月開催される自民党総裁選に立候補せず、再選を断念する考えを自民党臨時役員会で表明されました。前日まで総裁選の前に行う党役員人事の話題が出ておりましたので、大変驚いたところです。新型コロナウイルス対策の失政によるものと言われておりますが、誰が担っても難しいかじ取りではなかったかと感じているところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況です。

全国の新規感染者の状況は、8月20日の2万5,868人をピークに減少に転じており、9月6日時点では8,234人となっております。次に入院中や療養中の人数は、8月29日の23万1,596人をピークに減少に転じ、9月5日時点で18万4,559人となっております。

新型コロナ対応病床数に対する入院患者数の割合を見てみると、8月31日時点で感染レベルステージⅣの基準である50%を28都府県で超えており、各地で病床逼迫が続いております。こういった事態を受けて、22の都府県及び3つの政令市では、仮の施設を活用し、一時的に医

療施設を設置する、臨時医療施設を開設または開設予定としております。これは、厚労省が軽症や中等症の患者の受け皿として、設置の検討を自治体に要請したことに応えたもので、今後、医療人材の確保が課題となってまいります。

次に、山口県の状況です。8月に入り、デルタ株による感染が急拡大したことから、新規感染者数は8月19日に119人となりましたが、その後は徐々に減少しており、9月6日時点で22人となっています。入院中や療養中の人数は9月6日時点で574人、新型コロナ対応病床数に対する入院患者の割合は45%となっており、病床逼迫の状況にはないものの、医療提供体制に負荷がかかっている状態となっています。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況です。全国でワクチン接種を受けた人の全人口に対する割合は、9月2日時点で1回目の接種を受けた人が55.44%、2回目の接種を受けた人は44.74%となっています。山口県のワクチン接種の状況は、1回目の接種を受けた人の割合は65.32%、2回目の接種を受けた人は55.21%となっており、いずれも全国第1位となっています。

最後に、来年度の概算要求について触れてみたいと思います。国の令和4年度予算案の概算要求が先月31日に締め切られましたが、一般会計の要求総額は111兆円余りと、4年連続で過去最大になりました。高齢化に伴う社会保障費の増大に加え、国債の償還や利払いに充てる国債費の増加が背景にあります。新型コロナ対策の事業では全額を示していない要求も多いことから、歳出がさらに膨らむ可能性もあります。

地方交付税に関して総務省は、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、新型コロナ対応で逼迫する地方財政に配慮し、自治体への交付ベースで0.4%増の17兆5,008億円を要求しています。これから本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであり、その動向を注視してまいりたいと思います。

国の財政運営はコロナ禍で厳しさを増しており、昨年度は3度にわたる補正予算の編成により、新規の国債発行額が100兆円を突破しておりますが、コロナ禍で疲弊した地域経済の立て直しは急務となります。新型コロナ対策は、国の責任において実施していくよう引き続き要望していく必要があります。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源であり、地方交付税がもし減額されるということになれば、特に財政力の弱い町村にとって、行政運営や行政サービスに支障の出ることが懸念されます。私といたしましても、様々な機会を捉えて、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、



御指導、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げるものであります。

それでは、これからは、6月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について、これまでの経過も踏まえて、報告いたします。

本町の新型コロナウイルスワクチン接種は、4月23日に200人限定で75歳以上高齢者を対象とした優先接種の実施によりスタートいたしました。全ての高齢者を対象としたワクチン接種は、5月17日から開始し、7月21日で終えております。

60歳から64歳及び基礎疾患等を有する人を対象にしたワクチン接種は、個別接種を7月12日から、集団接種は7月26日から開始いたしました。19歳以上の町内在住のすべての方を対象にした集団接種は、8月3日から実施してまいりました。

この間、接種を希望される高齢者施設の従事者や町内の幼稚園、保育園、小・中・高等学校に勤務する教職員及び斎苑、渡船、一般廃棄物収集運搬事業所の従事者、さらには、12歳から18歳までの児童、生徒等が優先的にワクチン接種を受けることができるよう接種体制を確保し、加速化に努めてまいりました。

9月6日時点の状況は、12歳以上の人で1回目の接種を終えた人数は8,715名、2回目の接種を終えた人数は7,045名で、接種率はそれぞれ、1回目が80.71%、2回目が65.24%となっております。

続きまして、佐合島への小型衛生車の納入について報告いたします。

令和2年度の新型コロナウイルス感染対策事業として取り組んでまいりました佐合島の小型衛生車の更新事業につきまして、7月末に車両が完成し、佐合島へ納入いたしました。

小型衛生車による、し尿の収集運搬は昭和61年度に全国的にも珍しい形で、佐合島で始まったものでございまして、小型衛生車導入と同じくして発足いたしました佐合島環境衛生組合により、その運営がなされてまいりました。このたび更新いたしました小型衛生車につきましても、引き続きこの組合に貸し出しを行い、運営していただくこととしています。

8月3日には佐合島で、簡単な納入式を行わせていただき、参加された島民の方にも大変喜んでいただきました。今後も佐合島の衛生環境が良好な状態で維持していけるよう、町としても支援してまいりたいと考えております。

最後に都市計画に関しまして、報告いたします。

平生町都市計画道路見直し方針案について、6月24日の全員協議会で報告させていただきましたが、その案について、7月9日から8月13日まで広報で周知をするとともに、ホームページ、役場建設課及び佐賀出張所にて閲覧するなど、意見の募集をいたしました。住民の皆様から

は、特に意見としてはありませんでした。

また、今年度においては、国道188号柳井・平生バイパスに関連する平生横幹線の変更について、路線の地権者、隣接自治会を対象に、8月20日に意見交換会を開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止といたしました。関係者の皆さんには、個別に御説明いたしましたが、今のところ、御意見等はありません。

今後のスケジュールですが、平生横幹線の変更について、年度内に変更決定を行う必要がありますので、10月5日に都市計画説明会を開催する予定としております。その後、公述の申し出があった場合は、10月20日に公聴会を開催し、年内には都市計画変更案を縦覧する法定手続を行うこととしており、年明けには本町並びに山口県の都市計画審議会で審議いただき、適当と認められましたら、決定の告示を行い、都市計画の変更をさせていただきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、6月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過につきまして、御報告を申し上げます。

まず、全国学力・学習状況調査についてでございます。

小学6年生と中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査が、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策から中止となりまして、今年度5月27日に2年ぶりに実施されたことは既に御報告しておりますが、8月末に国から結果の提供がありましたので、状況について御報告いたします。

テストの科目は国語と算数・数学の2科目で、小学6年生では20年度から導入された新学習指導要領の内容を反映し、資料やデータを活用して解く問題が初めて登場し、中学校3年生の国語では問題の題材や設定として、電子メールやテレビ会議などが初めて取り上げられました。また、質問紙調査のほうでは、児童生徒に対しては、生活関連や各教科への学習意欲、授業でのICTの利用頻度、その他、学習方法、学習環境についての質問項目が、また、学校に対しては、授業改善の取り組み状況や指導方法、新型コロナウイルス感染症の影響、その他、教育条件の整備状況についての項目が設けられておりました。

県内公立学校の結果につきましては、報道発表により御案内のとおりですが、町の結果を申し上げますと、対象が異なることから毎年結果の変化はございますが、このたびは、小学校は国語で全国正答率をやや上回り、算数においては上回っておりました。中学校では、国語、数学とも全国正答率並みの結果でありました。

また、国からの結果の提供が8月末であったため、質問紙調査をあわせた分析につきましては、現在進めている状況でございますが、令和元年度の結果では小学校が国語・算数において全国平均正答率並み、中学校が国語・数学においてやや下回るという結果であったことから考えますと、学力課題を学校と町教委が共有し、施策に生かし、学校の日々の着実な取り組みによる成果が一部にあらわれてきているものと考えています。

これからの取り組みとしては、これまでの数学の基礎力と英語力に焦点をあてた取り組みを継続しつつ、この分析結果や本調査からのメッセージをしっかりと受け止め、急激に変化するこれからの時代を見据えながら、新しい時代に必要となる資質・能力とされています「学びに向かう力」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」、この習得を目指した取り組みを確実に進めてまいります。

次に、通学路の安全確保に向けた取り組みでございます。

平生小学校は、本年度、県の「学校安全総合推進事業 ～子どもたちの安心安全総合推進事業～」のモデル地区として指定を受けまして、通学路の安全確保に向けた取り組みを進めています。これは、児童生徒が自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」、この育成を図り、地域ぐるみの取り組みをモデル化して県内に広げていくこと、これを目的として取り組む事業です。

平生小学校では、6月21日に第1回目の実践委員会を開催しています。実践委員会には、平生小学校の校長を初め、中核となる関係教職員、柳井警察署、学校運営協議会委員や保護者に加え、地域の代表者、県教育庁学校安全体育課から、また、学校安全アドバイザー2名が参加し、本事業の実施計画について協議をいたしました。

この1週間後に、千葉県で下校中の児童の列にトラックが突っ込む交通事故が発生いたしました。このことを受けて文科省からすぐに、抜け道などの車の速度が上がりやすい道路、ヒヤリハットの事例があった箇所、改善要請があった箇所について、合同安全点検を実施し、リストアップするように指導が行われていますが、この内容も含めて1学期末には、小学校の保護者を対象に通学路の危険箇所アンケートを行い、それをもとに8月24日には学校・家庭・地域合同の通学路合同危険箇所点検を実施しています。

今後は、この安全点検をもとにして、全校児童の一斉下校による通学路一斉点検を9月に行い、その後、5年生の総合的な学習の時間を活用して、学校安全マップづくり・危険予測トレーニングの資料の作成・発表へと学びを深め、広げていく予定としています。

また、その他にも、7月9日には本町の小中高による連携英語教育推進校の一環として行われました、熊毛南高校の生徒13人の平生小学校3年生の外国語活動への参加をはじめ、幼稚園の教育の特色の柱であります、書き方教室や英会話教室など、報道や広報、ファンクラブ通信に取り上げていただきました。

続きまして、社会教育の行事でございますが、8月3日、5日、6日の3日間で、平生町人権学習講座を開催しました。1日目は、「違いを力にするために ～職場のコミュニケーションのヒント～」、このDVDを活用してビデオフォーラムを行い、障害者といろいろな性、ハラスメント、同和問題、働きやすさと働きがいなどを取り上げ、2日目は、山口県立大学看護栄養学部看護学科の講師であります家入裕子氏から、「感染症と人権問題 ～ハンセン病と新型コロナウイルス感染症から学ぼう～」と題しまして、感染症についての正しい知識や予防、コロナ差別の実態や人権尊重について御講演をいただきました。3日目は「『片想いの記』に思う ～ひびき合いの中から～」と題しまして、周防大島町主任児童委員大川幸枝氏を講師にお迎えして、幸せや経験をもとに高齢者、子供、障害者などの人権課題について御講演をいただきました。

8月12日には、平生まち・むら地域交流センターで町内の小学生とその保護者を対象とした「ふれあい天体観測会」、この開催を予定しておりました。保護者と子供合わせて63名の参加の申し込みがございましたが、天候と新型コロナウイルス新規感染者の急増から、残念ではあります中止とさせていただきます。

最後に、社会教育及びスポーツ施設についてであります。

県のデルタ株感染拡大防止集中対策期間の実施と町内及び近隣市町の感染の状況等から、8月17日から図書館の図書の貸し出し・返却・インターネット予約の利用以外は全ての施設について、休館、利用中止としました。この間に県の集中対策期間が12日まで延長されたこともありましたので、現在は図書館を含め、全施設が12日まで休館、利用中止としているところでございます。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....  
○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第8. 議案第43号

日程第9. 議案第44号

日程第10. 議案第45号

日程第11. 議案第46号

日程第12. 認定第1号

日程第13. 認定第2号

日程第14. 認定第3号

日程第15. 認定第4号

日程第16. 認定第5号

日程第17. 認定第6号

日程第18. 認定第7号

日程第19. 報告第5号

日程第20. 報告第6号

日程第21. 報告第7号

日程第22. 報告第8号

日程第23. 報告第9号

日程第24. 報告第10号

日程第25. 報告第11号

日程第26. 報告第12号

日程第27. 報告第13号

日程第28. 報告第14号

日程第29. 報告第15号

日程第30. 報告第16号

日程第31. 報告第17号

日程第32. 報告第18号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から日程第11、議案第46号「工事請負契約の締結について（変更）」及び日程第12、認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第18、認定第7号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの件を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明並びに日程第19、報告第5号「専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）」から日程第32、報告第18号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告」までの報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします、予算3件、条例2件、事件1件、認定7件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は4億509万6,000円を追加いたしまして、予算総額は63億8,990万6,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては12ページからであります。

一般管理費の報酬では、事務補助員の現況と今後の勤務状況を踏まえ、増額補正をいたすものであります。

財産管理費では、一般財源として措置しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の繰越分が今年度配分されたこと、普通交付税額の増額や令和2年度決算に伴い、繰越金を計上いたしますことから、今後の財政需要にも対応するため、財政基金への積立金を計上いたしております。

新庁舎整備事業費では、建設中の新庁舎におきまして、来庁者にわかりやすい案内表示の作成及び設置に要する経費を計上し、庁舎内で誘導しやすい案内表示を目指してまいります。

また、町内の匿名の方から町へ恩返しをしたいとの思いから寄附をいただいております。庁舎建設へ役立てさせていただくため、公共施設建設基金への積立金を考えています。

13ページの選挙費では、予定されております参議院議員補欠選挙の執行経費を計上いたしております。

14ページの社会福祉総務費の繰出金では、普通交付税の確定によりまして、国民健康保険事業における財政安定化支援事業に係る措置額を追加計上いたすものであります。

福祉医療対策費では、福祉医療費の計算事務に際し、中学校卒業まで拡充した助成制度で受給者データなどをシステム化することで事務の軽減を図ることができることから、所要の経費を計上いたしております。

障害者福祉費では、更生医療給付費におきまして、今後の給付見込みから増額の補正をいたすものであります。

15ページの保育所運営費では、7月から田名で開設しております「のびのび」におきまして病児保育事業への転換に伴う補助額の改正などから、増額補正をいたすものであります。

15ページから16ページにかけての予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種業務に要する増額補正をいたすものであります。主に国の負担金を財源といたしております。

16ページの環境衛生費では、下水道認可外区域での家屋の新築や汲み取りからの水洗化として浄化槽を設置する皆さんへの財政支援を行うものであります。

中山間地域振興事業費では、協定集落数の増加により活動に対する交付金の増額補正をいたすものであります。

17ページの水産業振興費では、コロナ禍で都市圏への取引の減少に伴う水揚げ量の減少などに係る水産業への支援と水揚げ施設の老朽化対策として組合への財政支援に要する経費を計上いたしております。

観光費では、イタリアーノひらおのパンフレットを増刷する経費や大星山展望台の擬木看板を撤去する経費をそれぞれ計上いたしております。

18ページの土木総務費では、光輝病院の耐震化に対して財政支援をしておりますが、国の補助制度が変わり、町を経由することとなったことに伴う増額補正であり、歳入と同額を当病院へ補助するものであります。

住宅管理費では、ホームタウン平生の木造住宅におきまして快適な住環境を提供するため、シロアリの防除に要する経費を計上いたしております。

19ページの事務局費では、新庁舎整備事業費同様、匿名の方からの寄附について、学校保健衛生と学校図書に役立てさせていただくため、消耗品費や備品購入費に所要額を計上いたしております。

小学校費の学校管理費では、佐賀小学校で先行して購入しておりましたタブレットの更新に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

20ページの中学校費の学校管理費では、プールの塗装含有物を調査し、保健体育施設の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

幼稚園費では、幼稚園教諭の当初の見込みと現況の勤務状況を踏まえ、減額補正をいたすものであります。

社会教育総務費では、施設の維持補修に要する経費を修繕料に計上いたしております。

21ページの予備費では、現在の支出状況と今後の非常時に備えるため補正をいたすものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。8ページからであります。

地方特例交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税額の確定に伴いまして増額補正をいたすものであります。

増額の要因といたしましては、地域デジタル社会推進費の創設や会計年度任用職員制度の平年度化などが主な要因であります。

8ページから10ページにかけての国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源を増額いたすものであります。

10ページの寄附金では、匿名の方からの寄附であり、町へ恩返しをしたい、町政に役立てていただきたいとのお気持ちを汲みまして、新庁舎整備への基金積立金に500万円、教育費事務局費の学校保健衛生、学校図書に要する経費に500万円を活用させていただくことといたしました。

11ページの繰越金につきましては、7,614万5,333円を追加いたしまして、総額が1億614万5,333円になるものであります。

雑入につきましては、病児・病後児保育事業の市町の負担金や後期高齢者医療療養給付費負担金における過年度分返還金の計上のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関連した経費を計上いたしております。

町債の臨時財政対策債につきましては、発行額の確定によりまして、減額補正をいたすものであります。

5ページの第2表、地方債補正につきましては、臨時財政対策債の起債額を変更いたすものであります。

なお、22ページから給与費明細書を、25ページに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、2,312万円を追加いたしまして、予算総額は16億3,939万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

基金積立金につきましては、令和2年度の繰越金等を国民健康保険事業基金へ積み立てるものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。

繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴います財政安定化支援事業費の増額補正をいたすものであります。

繰越金につきましては、令和2年度決算に伴います繰越金でございます。

諸収入の雑入に過年度分の保険給付費等交付金を計上いたしております。

続きまして、議案第43号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について、御説明申し上げます。

今回の補正額は2,785万8,000円を追加いたしまして、予算総額14億7,549万1,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。精算による余剰金の介護給付費準備基金への積立金、過年度分の保険料還付金や国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。令和2年度繰越金を計上いたしております。



議案第44号「平生町章制定条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、条例に規定しております町章を本町の町旗として採用しておりますが、町旗に関する規定がなく、町章とあわせ、町旗に関する規定を定めるため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、町旗に関する規定といたしまして、町章の採用、長さの対比、配置地及び色について新たに規定し、条例名を「平生町章及び平生町旗制定条例」といたすものであります。

町旗の色につきましては、申し上げましたとおり、これまで規定がございませんでしたので、多色の町旗が存在している状況でございます。新庁舎への移転を踏まえ、年度がわりに統一した色に変更する予定といたしておりますので、施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第45号「押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、国においては行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、地方公共団体に対しても、その見直しに積極的に取り組むよう要請されているところでございます。

本町におきましても、内閣府から示されました見直しマニュアルを参考に押印の見直しを進めており、このたび、条例で規定されています押印手続を廃止するため、規定があります3つの条例につきまして、関係条文を改正いたすものでございます。

施行日につきましては、令和3年10月1日といたします。

続きまして、議案第46号「令和2年度公共下水道（宇佐木地区）管渠布設工事第1工区の工事請負契約の変更」につきまして、御説明申し上げます。

本工事請負契約の変更につきましては、令和3年第2回平生町議会定例会、議案第29号で御議決をいただき、工事請負契約を締結いたしました。令和2年度公共下水道宇佐木地区管渠布設工事第1工区に係る契約金額の変更をいたすものであります。

本工事につきましては、入札差金が生じたことから、次工事にて施工する予定であった国道188号部の推進工事30メートルを追加するなどの変更が生じたために、契約額の変更をいたすものであります。

工事予定価格が5,000万円を超える工事の変更契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案の予算3件、条例2件、事件1件につ

きましての提案理由説明を終わらせていただきますが、次の令和2年度一般会計ほか6つの特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、高木副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに報告14件でございますが、まず、報告第5号「専決処分の報告について」でございます。

本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、このたび専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

処分の内容は、公用車による交通事故に関する損害賠償額の決定についてであります。損害賠償の発生の原因となる事件の概要、相手方につきましては、議案書に記載のとおりであり、令和3年8月5日に専決処分としたものでございます。

この事故に伴います相手方の物損に係る損害賠償の額は、176,000円であり、速やかに損害賠償に当たるべく専決処分したものであります。

職員に対しましては、公用車に限らず、常日ごろからの安全運転について喚起に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、基金に関する報告が12件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか11基金の令和2年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づき、それぞれ報告させていただいております。

最後に地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決、あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） それでは、令和2年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、令和3年5月末に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月21日から8月13日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め、日時を費やしての審査をなされました。真夏日が続く猛暑の中、またコロナ禍や台風9号の北上もありました期間、細心の注意を払われての審査にお礼申し上げます。

その後、8月26日に審査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を、主に決算の附属資料をもとに一般会計から順を追って御説明申し上げます。なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので、申し添えます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策費を含め、11回の補正予算上程、1回の専決処分の執行など、皆様方に御審議をたび重ねてお願いいたしましたこと、またその都度、適切な御議決を賜りましたこと、改めてお礼申し上げます。

最初に、認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算について」、御説明申し上げます。決算書9ページの前のページ、実質収支に関する調書と監査委員さんの審査意見書3ページをご覧ください。

歳入総額は68億7,909万8,641円、歳出総額は65億5,665万3,608円でありまして、歳入歳出差引額が3億2,244万5,033円となっております。

令和3年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が2億1,629万9,700円でありますので、実質収支額につきましては1億614万5,333円となるものでございます。

単年度収支につきましては、2,898万4,466円の3年連続の赤字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政基金の積立額は前年度を上回っておりますが、災害復旧事業費や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費に要する経費の次年度への繰り越すべき財源が多額となり、取崩額が積立額を大きく上回ったことにより、単年度ではマイナスとなっております。

なお、この後におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を「新型コロナ臨時交付金」とさせていただきます。

歳入、歳出の前年度対比につきましては、歳入が33.3%の増、歳出が31.7%の増となっております。歳入、歳出ともに過去最大の決算額となっております。増額要因といたしまして、歳入におきましては特別定額給付金事業費、新型コロナ臨時交付金事業費のほか、繰越明許費の道路橋梁費などの国庫支出金の増加が主な要因であります。歳出におきましては、特別定額給付金事業費、新型コロナ臨時交付金事業費のほか、繰越明許費の道路橋梁費、小中学校の校内通信ネットワーク事業費の増加が主な要因であります。

それでは、各予算費目の順に、主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをご覧くださいと思います。

町税につきましては、2019年度決算額と比較して、法人町民税額は景気低迷などから減少しておりますが、太陽光発電設備への投資等により固定資産税が増加となっており、町税全体で

は増加となっております。

11ページの法人事業税交付金は新設の費目で、県の法人事業税の一部が配分されております。

地方交付税の普通交付税は、子供子育て支援の充実や地域社会再生事業費の創設等により、前年度対比では約6,800万円の増加となっており、特別交付税とあわせて地方交付税全体では5,298万5,000円、2.8%増加しております。

12ページの分担金及び負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化により、法人保育園分の保育料が減少しております。法人保育園の保育料につきましては、滞納整理に努めてまいりましたが、やむを得ず、時効による不納欠損処分を行っております。

12ページから15ページにかけての使用料及び手数料につきましても同様に、幼児教育・保育の無償化により、佐賀保育園の使用料が減少、平生幼稚園は皆減となっております。

町営住宅の使用料につきましては、臨戸徴収等の取り組みから、現年分の徴収率が100%となっております。

15ページから17ページにかけての国庫支出金の国庫補助金につきましては、主に特別定額給付金事業費、新型コロナ臨時交付金事業費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費のほか、繰越明許費の社会資本整備総合交付金事業費の増額により、前年度との比較では14億2,697万5,689円の大幅な増加となっております。

17ページから21ページにかけての県支出金の県補助金につきましては、主に農業用施設災害復旧事業費、畜産クラスター事業費の減額により、4,330万6,652円、28.2%の減少となっております。

20ページから21ページにかけての県委託金につきましては、国勢調査が主な要因で統計調査費が増加しておりますが、参議院議員選挙、山口県議会議員選挙費の減額が主な要因で、全体では808万1,987円、19.8%の減少となっております。

21ページから22ページにかけての財産収入につきましては、不動産売却収入の減少が主な要因で大幅な減少となっております。

22ページの寄附金につきましては、ふるさと納税額が3,632万9,000円となり、前年度との比較では233万4,000円の増加となっております。新庁舎建設分としましては、ふるさと納税額144万円とあわせて1,092万9,577円をお寄せいただき、公共施設建設基金へ積み立てしております。ふるさと納税につきましては、地域振興の観点からもさらなる充実を図り、財源確保の一助となればと考えております。

次の繰入金につきましては、財政基金からの繰入額が2億2,587万5,000円の大幅な増加となっております。単独災害復旧事業費や令和3年度へ繰り越す新型コロナ臨時交付金事業費に対応する一般財源の確保のため、やむを得ず財政基金からの繰り入れを行ったものであり、

繰越分の交付金は今年度配分され、財政基金へ積み立てを行うこととしております。基金残高を確保し、引き続き将来の財政需要に備えていきたいと考えております。

22ページから25ページにかけての諸収入につきましては、プレミアム付商品券発行业務費の減少が主な要因で、前年度との比較では1,338万314円、13.8%の減少となっております。

25ページから26ページにかけての町債につきましては、8,180万9,000円、32.8%の増加となっております。ひらお特産品センター屋根等改修事業費、浚渫を含め河川改修事業費、新庁舎建設の実施設計分の増加が主な要因であります。今後におきましても、後年度の負担軽減のため、新規借入抑制に努めてまいります。

続きまして、歳出であります。

27ページの議会費は総額6,163万6,927円となっております。前年度と比較して210万5,494円、3.3%の減少となっております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済や住民生活等に多大な影響を与えていることを踏まえた報酬等の減額や、感染拡大防止として実施できなかった視察旅費の減少が主な要因であります。報酬等の減額分については、特別職分を含め「がんばれ！ひらおっ子応援事業」として本町の未来を担う子供たちの応援ギフトに充当しております。

次の総務費は、総額で22億5,528万5,420円となっております。前年度と比較して13億950万6,508円の大幅な増加となっております。

特別定額給付金事業費、新庁舎整備事業の実施設計分の増額が増加の主な要因であります。

27ページから29ページにかけての一般管理費では、新型コロナ臨時交付金を活用して紙文書の電子化に取り組んだほか、人事評価に必要となる知識の習得や人材育成などを目的とした研修の開催、新庁舎移行に向けた文書削減への取り組みを進めてまいりました。

29ページから31ページにかけての情報通信費では、新型コロナ臨時交付金を活用してテレワーク推進のため、パソコンのほか、オンライン用の機器を購入いたしました。

また、内部事務の効率化を目的として、デジタル技術の導入による課題解決に取り組み、令和3年度へ業務を引き継いでまいりました。

繰越事業として社会保障・税番号制度システム改修業務に取り組んだほか、伝送路民間移行業務や情報通信基盤整備事業は、事業主体業者と業務内容の調整等に時間を要したことが主な要因で、翌年度へ繰り越しとなっております。

31ページから32ページにかけての財産管理費は、町有地の立木伐採や町有建物の解体を行ったほか、新型コロナ臨時交付金を活用して検温機能付顔認証端末等の購入や感染症対策として消毒液やアクリルパーテーションを購入して配置しております。

また、新型コロナ臨時交付金を活用した防災情報連携システム改修工事及び第3庁舎空調設備改修工事については、施工の工程調整に時間を要したため、翌年度へ繰り越しとなっております。

さらに、公共施設建設基金への積み立てを行い、新庁舎整備や公共施設の老朽化対策の財源確保を図ってまいりました。

32ページから34ページにかけての地域振興費は、製本業務は令和3年度へ繰り越すこととなりましたが、総合計画及び総合戦略の新しい計画を策定したほか、人材育成を図る地方創生人材育成伴走型支援業務に取り組んでまいりました。

また、新型コロナ臨時交付金を活用して、「ふるさと平生学生応援事業」に取り組んだほか、移住・定住パンフレットを作成し、情報提供を図ってまいりました。

継続事業ではありますが、ふるさと納税や若者定住促進住宅補助事業のほか、協働のまちづくりの推進として集落支援員を引き続き配置し、地域の実情や課題の把握に努めてまいりました。今後も地域の課題解決や地域力の向上に取り組む活動を支援してまいります。

地域おこし協力隊員につきましては、地元農産物を使った特産品の開発業務に取り組んだほか、「イタリアーノひらおプロジェクト」のさらなる推進を図り、オリーブの特産品化に向けた取り組みを進めてまいりました。

34ページの交通安全対策費では、地域の安全・安心対策としてカーブミラーの修繕や街路灯の設置補助事業のほか、繰越事業としてガードパイプ設置工事を行い、施設整備に取り組んでまいりました。

34ページから35ページにかけての地域交流センター運営費では、佐賀地域交流センターの床等改修事業や尾国分館の屋根防水工事及び外壁補修等を行い、地域の活動拠点づくりとして施設整備に努めてまいりました。

また、「新しい生活様式」を踏まえ、施設の衛生対策として水栓の改修や網戸を設置したほか、換気対策として備品を購入し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりました。

35ページから36ページにかけての新庁舎整備事業費は、債務負担行為として設定した、基本設計業務、実施設計業務、地質調査業務に取り組んだほか、水道管の分岐工事や新庁舎移行に向けて執務環境の改善支援業務に取り組んでまいりました。

また、電柱の移転や新型コロナウイルス感染症対応の換気対策として、網戸を設置することとしておりますが、工程調整により翌年度へ繰り越しして実施することとしております。

36ページの特別定額給付金事業費は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての取り組みであり、住民の皆さんに一律10万円の給付を行いました。

37ページの賦課徴収費では、「イタリアーノひらお」のロゴマークを活用した原動機付自転車のご当地ナンバープレートを作成し、気運の醸成を図ってまいりました。

また、申告支援システムを導入し、確定申告相談や住民税の賦課に関する事務の効率化を図ってまいりました。

37ページから38ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの普及を促進するため、休日窓口の開設に取り組んだほか、戸籍システムを改修し、令和5年度中に戸籍謄抄本を全国で交付できる取り組みを進めてまいりました。

また、戸籍電算システムの改修が、ソフトウェアの開発工程に見直しが生じ、翌年度へ繰り越しとなっております。

39ページの統計調査総務費は、5年ごとに実施される国勢調査が主な取り組みであります。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

午前10時03分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） それでは、引き続き御説明申し上げます。

39ページからの民生費では、総額で16億786万2,792円となり、前年度対比では727万2,944円、0.5%の増加となっております。児童手当対象者へ1万円の支給や児童扶養手当対象者に3万円を支給いたしました子育て世帯緊急支援給付金事業費のほか、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の取り組みとして、対象児童に1万円を給付いたしました子育て世帯臨時特別給付金事業費の増額が増加の主な要因であります。

社会福祉総務費では、協働による福祉活動の指針となる第3次地域福祉計画の策定に取り組んでまいりました。

41ページの老人福祉総務費では、敬老会行事の中止に伴い、敬老会対象者に商品券をお届けし、敬老の意を表するとともに、地域経済の活性化を図ってまいりました。

また、老人作業所の補修や、現在の福祉センターの法面補修工事を施工したほか、当センターの施設利用促進を図るため、水道管の布設を行うなど、施設整備を進めてまいりました。

41ページから42ページにかけての福祉医療対策費では、就学前の乳幼児を対象に所得制限を撤廃して、医療費を無償化とし、子育て世代の定住促進を図ってまいりました。

42ページから43ページにかけての障害者福祉費では、障害福祉サービス費、障害児給付費において利用者への相談支援の充実などにより給付費が増加しております。

新型コロナ臨時交付金を活用し、障害者等福祉サービス事業者に対し、事業の継続支援を目的とした支援金を交付いたしております。

43ページから44ページにかけての高齢者保健対策費は新設であり、老人福祉総務費において計上いたしておりました健康保険課所管の施術費の助成事業、ねたきり高齢者等介護見舞金や介護保険事業勘定特別会計への繰出金のほか、福祉医療対策費に計上いたしておりました後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした、人間ドックの費用助成や後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を集約いたしております。

高齢者の保健事業と介護予防などを一体的に行い、高齢者の心身の特性に応じたきめ細かな支援を行ったほか、新型コロナ臨時交付金を活用し、介護保険サービス指定事業所を運営する法人に対し、事業の継続支援を目的とした支援金を交付いたしております。

また、同臨時交付金を活用し、高齢者のおでかけ支援事業として佐賀尾国地区の移動支援サービスの充実を図るため、新たな車両を購入いたしております。

44ページの児童福祉総務費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、子育て世帯緊急支援給付金事業として児童手当対象者への1万円の支給や児童扶養手当対象者に3万円を支給いたしました。子育て世帯の支援に取り組んでまいりました。

また、同臨時交付金を活用して、臨時休業に伴い学校給食が提供されないことから、食品の無償提供を行う団体に対し、費用の一部を支援してまいりました。

さらに、「がんばれ！ひらおっ子応援事業」として本町の未来を担う子供たちへの応援ギフトとして「かんぷうくんのハンカチ」などを届けております。

44ページから45ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、県の負担金を活用し、緊急包括支援事業として感染症予防の消耗品や空気清浄機などの備品の購入を行い、児童クラブの感染症予防対策に取り組んでまいりました。

45ページから46ページにかけての保育所運営費では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の緊急包括支援事業として、消毒液や空気清浄機の購入のほか、町内の法人保育園に対しましては、保育環境改善等事業として財政支援などを行ってまいりました。

また、新型コロナ臨時交付金を活用し、「新しい生活様式」を踏まえ、水栓改修や法人保育園の施設整備に財政支援を行ってまいりました。

継続事業ではありますが、広島広域都市圏の協定により一時預かり保育事業の広域利用が可能となる体制整備に取り組んでまいりました。さらに、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、病児・病後児保育事業を隣接する市町と共同で取り組んでまいりました。

47ページの子育て世帯臨時特別給付金事業費は新設であり、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての取り組みで、対象児童に1万円を給付いたしました。

47ページからの衛生費では、総額で3億3,632万8,777円となり、前年度対比では



1,565万2,201円、4.9%の増となっております。

新型コロナ臨時交付金事業費の増額や新型コロナウイルスワクチン接種関連経費の増額が増加の主な要因であります。

47ページから48ページにかけての保健衛生総務費では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により患者が受診を控え、経営に影響を及ぼしている医療機関等の負担を軽減し、医療提供体制の継続及び維持を図る応援給付金を支給いたしました。

また、休日夜間診療機能強化事業にも取り組んでまいりました。

48ページから49ページにかけての母子衛生費では、新型コロナ臨時交付金を活用した安心して育児、出産ができるよう、対象者1人当たり10万円の応援給付金をお届けいたしましたカンガルーノひらお妊婦応援事業に取り組んでまいりました。

49ページから50ページにかけての予防費では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、マスクや体温計等を購入したほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の取り組みを進めてまいりました。

接種会場での物品購入や予約アプリの使用などについては、翌年度へ繰越事業となっております。

50ページから51ページにかけての保健センター運営費では、新型コロナウイルス感染拡大防止の換気対策として、網戸を設置いたしました。

51ページの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業の補助を引き続き行ってまいりました。

51ページから52ページにかけての環境保全費では、深刻化している適切な管理がされていない危険空家等への対策として、解体除却を行われる危険空家等の所有者に対する財政支援を進めてまいりました。

52ページの清掃費では、災害時における廃棄物処理の指針となる災害廃棄物処理計画を策定したほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、熊南総合事務組合が作成するごみ出しマニュアルの更新や施設整備に財政支援を行ってまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、一般廃棄物収集運搬業務や斎場の管理業務を行っている事業者へ、業務を維持する応援給付金を支給してまいりました。

なお、同じく新型コロナウイルス感染症対策として実施した佐合島で使用しております、し尿収集用の小型衛生車の更新事業については、翌年度への繰り越しとなっております。

52ページの労働費では総額266万円となり、前年度対比では4,000円、0.2%の減となっております。

減少の要因といたしまして、県労働福祉金融制度による資金需要がなかったためであります。

52ページからの農林水産業費では、総額2億5,108万992円となり、前年度対比では

1,947万9,821円、8.4%の増となっております。ひらお特産品センター屋根等改修事業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業費などの増額が増加の主な要因であります。

53ページから54ページにかけての農業振興費では、繰越事業として農業振興地域整備計画付図作成業務に取り組んだほか、就農前準備研修事業として新規就農に必要な技術取得のために研修を受講する人や受け入れの団体に財政支援を行ってまいりました。

また、ウンカの発生により被害を受けた米の生産農家に、次年度の種子代について、県と協調して財政支援を行ってまいりました。

54ページから55ページにかけての土地改良事業費では、ため池ハザードマップの作成や農業水路等長寿命化・防災減災事業としてため池の切開工事に取り組んだほか、県事業ではありませんが、農免農道における洪水等災害防止機能の維持を図ってまいりました。また、単独土地改良事業として農道整備工事に取り組んでまいりました。

ため池の切開工事におきましては、地元との調整に時間を要し、また、ため池事業の実施計画策定業務においては、国からの指針として、環境との調和に配慮することが示されたことから、一部の工事が翌年度への繰越事業となっております。

55ページのひらおハートピアセンター運営費では、新型コロナウイルス感染拡大防止の換気対策として、網戸を設置いたしました。

56ページのひらお特産品センター管理費では、屋根等の改修事業に取り組んだほか、コロナ禍での業務継続の支援策として空気清浄機などを設置してまいりました。

56ページから57ページにかけての林業総務費では、森林環境譲与税を今後の森林環境整備事業に充てるため、森林環境整備基金として積み立てを行ったほか、有害獣防除柵等設置事業、鳥獣被害防止対策事業を実施し、生活環境や農産物等への被害防止対策に引き続き取り組んでまいりました。

57ページの水産業振興費では、漁業研修終了後に漁業経営を始められた新規漁業者に対し、財政支援を行ってまいりました。

57ページから58ページにかけての漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として小森地区の胸壁工事や森の下突堤改修工事に取り組んでまいりました。

漁港海岸保全施設整備事業におきましては、地元との調整に時間を要し、一部の事業が翌年度への繰越事業となっております。

58ページからの商工費では、総額7,772万2,517円となり、前年度対比では4,755万2,498円、大幅な増加となっております。商工総務費における新型コロナウイルス感染症拡大防止により売り上げに影響を受けた事業者に対し、新型コロナ臨時交付金を活用した事業再生支援事業費の増額が増加の主な要因です。

58ページから59ページにかけての商工振興費では、町内の産業間の連携と活性化を目的とした「ひらお産業まつり」は町内事業者のPR動画を制作し、オンラインでのリモート開催となりました。

また、専門相談員を配置した消費者相談窓口として設置されている、柳井地区広域消費生活センター業務の利用促進に管内1市4町共同で引き続き取り組んでまいりました。

59ページから60ページの観光費では、イタリアーノひらおプロジェクトの特産品開発事業として計画的なオリーブの試験栽培を進めるため、用地を購入し、今後の取り組みの準備を進めてまいりました。また、町観光コマーシャルを制作し、町内観光地への再度のにぎわいを創出する取り組みを行ってまいりました。さらに、施設整備として丸山海浜パーク防波堤手すり改修事業にも取り組んだところであります。

60ページからの土木費は、総額5億8,661万7,451円となり、前年度対比では1億2,047万3,368円、25.8%の増加となっております。

繰越事業の橋梁補修設計業務費や横断歩道橋撤去工事費のほか、町図修正業務費や河川の浚渫を含め、改修事業費の増額が増加の主な要因であります。

土木総務費では、洪水ハザードマップ作成業務や町図修正業務などに取り組んでまいりました。

60ページから61ページにかけての道路橋梁維持費では、繰越事業として社会資本整備総合交付金を活用した橋梁補修設計業務費や平生小学校前の横断歩道橋撤去工事を行い、道路維持管理と歩行者の安全対策に努めてまいりました。

町道法面対策設計業務や道路舗装工事につきましては、関係者との調整に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

61ページの道路橋梁新設改良費では、道路改良工事3件や側溝整備工事1件を実施し、道路整備に努めてまいりました。

一部の道路改良工事につきまして、入札の不調から工期に遅れが生じ、翌年度への繰越事業となっております。

61ページから62ページにかけての河川維持改良費では、河川浚渫測量業務のほか3件の老朽護岸改良工事と2件の浚渫工事を実施し、河川整備に取り組んでまいりました。また、国道188号柳井・平生バイパスの事業化に合わせて、本町の管理区間である大内川の整備計画を策定いたしております。

県営事業の大内川総合流域防災事業に取り組んでおりますが、一部事業を進めるに当たり、必要となる用地の購入や工事において関係者との協議に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

一部の河川改修工事につきまして、入札の不調から工期に遅れが生じ、翌年度への繰越事業と

なったほか、排水ポンプの改修では機材の調達などに時間を要するため翌年度への繰越事業となっております。

62ページから63ページの都市計画総務費では、国道188号柳井・平生バイパスの整備促進に係る街路交通調査等を柳井市と共同で取り組んでまいりました。

また、都市計画の用途を見直す資料の作成に取り組んでまいりました。

63ページの公園事業費では、都市公園である新市・曾根児童公園の遊具施設を改修し、公園施設の利用促進を図ってまいりました。

63ページから64ページの住宅管理費では、田名第2団地の側溝整備を行ったほか、継続事業として火災警報器の更新を進め、施設の維持補修に努めてまいりました。

64ページからの消防費は、総額で2億8,121万9,448円となり、前年度対比では1,250万2,577円、4.7%の増加となっております。非常備消防費において新型コロナ臨時交付金を活用し、避難所へ間仕切りや畳マット、段ボールベッド等を購入し、避難所の衛生環境整備、避難生活の環境改善に努めてまいりました。これらが増加の主な要因となっております。消防施設費では、年次計画的に消防ポンプ積載車を購入し、消防施設整備に努めております。

65ページからの教育費は、総額4億4,347万6,084円となり、前年度対比では9,996万7,603円、29.1%の増加となっております。

GIGAスクール構想の繰越事業費である校内通信ネットワーク整備工事費などの増額が増加の主な要因であります。

65ページから66ページにかけての事務局費では、町の教育大綱を踏まえ、中長期的な視点により、教育の具体的な方向性を示す教育振興基本計画を策定いたしました。

新型コロナ臨時交付金を活用し、感染症対策としての備品を購入したほか、GIGAスクール構想の前倒しによるタブレット端末等の購入、臨時休業措置に備えたオンラインでの家庭学習機器の購入など、環境整備に取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が児童・生徒に対しても多大な影響を与えていることを踏まえ、「がんばれ！ひらおっ子応援事業」として本町の未来を担う子供たちへ応援ギフトを届けております。

給食あり方検討支援業務は、コロナ禍で関係者の意見の集約に時間を要し、翌年度への繰越事業となったほか、小中学校、幼稚園の空調設備の設置においても、平生小、平生中では現場での施工調整に時間を要し、一部は翌年度への繰越事業となっております。

66ページから67ページにかけての小学校費の学校管理費では、繰越事業としてGIGAスクール構想の校内通信ネットワーク整備工事に取り組んでまいりました。

また、平生小学校の体育館の相談室に空調設備を設置し、放課後児童の環境整備に取り組んで

まいりました。

経年劣化により雨漏りが生じた平生小学校第3校舎では防水工事を行い、児童の安全安心な施設環境整備に取り組んでまいりました。

さらに、国庫補助金を活用した学校保健特別対策事業は感染症対策として、必要な備品の購入などを行い、学校施設の学校保健衛生に取り組んでまいりました。

感染症対策に対応していく中で、学校教育活動が継続して行えるよう、学校教育活動継続支援補助事業は翌年度への繰越事業となっております。

68ページの教育振興費では、継続事業ではありますが、遠距離通学費や就学援助費の支援のほか、佐賀小学校においては、補助教員を配置して複式学級の設置に伴う不安解消ときめ細やかな教育の推進に取り組んでまいりました。

68ページから69ページにかけての給食費では、それぞれの小学校の給食調理室に空調設備を設置したほか、5カ月間の学校給食費無償化事業や臨時休業に伴い給食が停止したことによる不要となった食材の納入業者への財政支援などを行ってまいりました。

69ページから70ページにかけての中学校費の学校管理費では、普通教室棟の給水設備改修工事や転落防止の手すり設置工事などに取り組んだほか、小学校費同様、繰越事業としてGIGAスクール構想の校内通信ネットワーク整備工事に取り組んでまいりました。

また、国庫補助金を活用した学校保健特別対策事業は、感染症対策として必要な備品の購入などを行い、学校施設の学校保健衛生に取り組んでまいりました。

小学校費同様、感染症対策に対応していく中で学校教育活動が継続して行えるよう、学校教育活動継続支援補助事業は翌年度への繰越事業となっております。

70ページから71ページにかけての教育振興費では、継続事業ではありますが、部活動指導員を配置して、部活動の充実、教職員の負担軽減への取り組みを行ったほか、小学校同様に遠距離通学費や就学援助費の支援に取り組んでまいりました。

また、インターネット回線を利用して、外国の英語講師とオンライン環境でつなぎ、英語力アップを図ってまいりました。

さらに、感染拡大が不透明な状況で修学旅行の目的地を急遽変更せざるを得ず、発生するキャンセル料に対して保護者の軽減負担を図るため、全額財政支援を行ってまいりました。

71ページの給食費では、小学校費同様、5カ月間の学校給食費無償化事業や臨時休業に伴い給食が停止したことによる不要となった食材の納入業者への財政支援などを行ってまいりました。

71ページから72ページにかけての幼稚園費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、園児の健康管理を維持するため、弁当保存用の備品を購入したほか、国庫補助金を活用して、保健衛生対策を進めてまいりました。

72ページから73ページにかけての社会教育総務費では、繰越事業ではありますが、文化財の保護に取り組んでまいりました。

新型コロナ臨時交付金を活用し、消毒液の購入など、社会教育施設における利用者への感染拡大防止対策を講じてまいりました。

また、県のゆめはな開花プロジェクト推進事業を活用して、文化財の案内看板の補修や花いっぱい運動を展開してまいりました。

73ページから74ページにかけての図書館費では、読み聞かせによる親子のコミュニケーションづくりに役立ててもらおうと、新生児に祝い品として絵本を贈呈いたしました。

また、第三次子ども読書活動推進計画を策定し、子供たちの読書活動の啓発に取り組んだほか、図書館の購入に役立てていただきたいとの特定寄附金により図書館を購入いたしております。

さらに、新型コロナ臨時交付金を活用し、図書除菌機の購入、空調設備の設置、図書及び書架等の購入を進めてまいりました。なお、書架の一部が納品に時間を要するため、翌年度への繰越事業となっております。

74ページの歴史民俗資料館費では、快適な見学環境と展示物の適切な保存等を踏まえ、展示室の空調機を補修いたしました。

75ページから76ページにかけての保健体育総務費は、新型コロナ臨時交付金を活用し、大型扇風機を購入し、換気対策を進めてまいりました。

76ページから77ページにかけての保健体育施設費では、体育館の照明LED化や玄関部の防水施工など、施設の長寿命化に取り組んでまいりました。

また、新型コロナ臨時交付金を活用し、換気対策として武道館等に網戸を設置いたしました。

77ページの災害復旧費は総額5,930万8,621円となり、前年度対比では4,231万9,322円、41.6%の減少となっております。農業用施設補助災害復旧事業費の減額が減少の主な要因であります。

繰越事業として、農林業用施設、土木施設の復旧工事を施工いたしました。

7月の梅雨時期の豪雨などにより被災いたしました農業用施設、土木施設におきまして、復旧工事を発注いたしましたが、入札の不調により余儀なく繰り越しとなっている工事もございます。

77ページから78ページにかけての公債費につきましては、5億184万2,233円となりまして、前年度対比16万566円、微減となっております。

78ページの諸支出金は、9,161万2,346円となり、前年度対比1,004万7,698円、9.9%の減少となっております。水道料金低減対策事業の負担金額の減額が減少の主な要因であります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比

率が普通交付税額の増加が主な要因で88.8%となり、3%減少しております。

また、実質公債費比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において、12.5%となり、0.2%改善しております。普通交付税額の増加が主な要因です。将来負担比率につきましても、136.6%となり、11.6%改善しております。新規借入の抑制による地方債現在高の減少や普通交付税額の増加が比率改善の主な要因であります。依然として数値は高く、今後も財政運営に注意を払い、各種指標が悪化することのないよう、最重点課題として取り組むこととしております。

財政基金の残高は2019年度末と比較いたしますと、1億1,964万319円の減額となっており、令和2年度末残高は3億6,669万7,312円となっております。この要因は先ほども申しましたように、繰越事業の新型コロナ臨時交付金事業に一般財源を措置したものであり、3年度に同交付金が配分されることとなっております。そのまま、基金へ積み立てを考慮しております。

町の一大プロジェクトであります新庁舎整備事業への備えと公共施設の老朽化対策への備えとして、公共施設建設基金への積み立ても計画的に進めております。

財政状況は、今後、高齢化による医療給付費や介護給付費が増加することが予想され、社会保障関係経費の上昇や老朽化した公共施設の維持補修費、人口減少に伴う納税義務者の減少による税収を初めとする一般財源の確保の困難さなど、地方財政を取り巻く環境は予断を許さない状況であることには変わりありません。今後も行財政改革を推し進め、引き続き財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しております。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

認定第2号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について」、御説明申し上げます。歳入総額は17億303万2,925円、歳出総額は16億9,674万210円、歳入歳出差引残額は629万2,715円でありまして、これにつきましては、令和3年度へ繰り越すものであります。

令和2年度末における国民健康保険加入被保険者数は、前年度末と比較して38人減少して2,681人となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税につきましては、令和2年度の保険税収入額は前年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分をあわせて5,578万4,550円減少して、1億7,918万8,450円となっております。

現年分国民健康保険税額は、基金充当での保険税率の改定により減額となっております。

平成30年度から県が財政運営の主体となっており、療養給付費に係る国庫支出金、療養給付費交付金等は県の歳入に移行しております。保険給付費に係る費用につきまして、県から12億3,153万9,456円が交付されております。

次に歳出であります。10ページからの保険給付費の一般被保険者療養給付費は4,458万4,190円増加し、10億504万9,297円となり、前年度対比では4.6%増加しております。

保険給付費全般では、5,351万9,052円増加し、11億8,146万590円となっております。

今後も被保険者数は減少すると見込まれますが、計画的な基金の活用を踏まえ、適切な事業運営を進めていきたいと考えております。

医療費の抑制に向けて、新たに歯科健診事業に取り組んだほか、生活習慣病など健康づくりに対する意識の向上、重症化を招かない予防事業を推進するなど、医療費の抑制に引き続き取り組んでまいります。

次に認定第3号「令和2年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入総額は、6億6,173万1,274円、歳出総額は6億5,613万1,274円、歳入歳出差引残額は560万円でありまして、これにつきましては、令和3年度へ繰り越すものであります。

令和2年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では田布路木、上殿、堅ヶ浜地区では荒木、大野地区では大野南団地、大野東団地、曾根地区では向井原において実施しております。

これにより、令和2年度末の整備面積は全体では279.37ヘクタールとなっており、普及率は61.6%、水洗化率は93.6%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。1億3,070万2,547円となりまして、前年度から504万1,503円の増加となっております。収納率は、上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、高い収納率を維持しており、現年度は99.9%となっております。

受益者負担金と下水道使用料につきましては、督促や臨戸徴収を進めておりましたが、やむを得ず、時効による不納欠損処分を行っております。

国庫支出金は、国庫補助金が3,540万円となりまして、前年度対比770万円、17.9%の減少となっております。補助対象事業費の翌年度への繰越額の増加が主な要因であります。

一般会計繰入金は、1.1%増加して、2億7,867万9,027円となっております。公債費の増額が主な要因です。

5ページからの歳出ですが、下水道管理費につきましては、流域下水道事業維持管理負担金や



公課費の減額が主な要因で190万1,177円減少しております。

なお、繰越事業として委託料の公営企業会計システム構築事業のほか、宇佐木、曾根地区において管渠布設工事を進めてまいりました。

6ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など繰越事業分を含め13件の事業を実施しております。

なお、宇佐木地区、曾根地区及び平生村地区での管渠布設工事では、安全対策など地元との調整に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

公債費は4億円を超えるものとなっております。この傾向はしばらく続くと認識しており、公債費の適正な管理に引き続き努めていくことにしております。

次に、認定第4号「令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入総額は、9,999万8,119円、歳出総額は9,986万4,719円、歳入歳出差引残額は13万3,400円でありまして、これにつきましては、令和3年度へ繰り越すものであります。

管渠整備につきましては、平成19年度に完了しており、令和2年度末の水洗化率は76.7%となっております。

処理区域内人口が減少しており、流入量も減少することが予測され、処理施設の維持管理費の確保が大きな問題となります。引き続き、水洗化の促進に取り組み、財源確保の点からも使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、処理施設の改築工事は施工調整に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

3ページの使用料につきましては、1,651万933円となりまして、前年度対比73万8,617円、4.7%の増加となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、6,239万3,786円となりまして、前年度対比929万2,303円、13%の減少となっております。機能保全計画等の策定経費の減額が主な要因であります。

公債費では、引き続き適正な管理に努めていきたいと思っております。

続きまして、認定第5号「令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入・歳出総額ともに2,383万1,054円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。

介護認定審査会は毎週2回の開催を基本としており、総開催回数は67回で、審査判定件数は1,900件で前年度と比較して77件増加しております。

3ページの歳入につきましては、これまで同様、審査会の構成町であります、田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金により、審査会事業を運営しております。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。運営業務につきましては、前年度と内容に変更点はありませぬ。

続きまして、認定第6号「令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入総額は14億3,724万980円、歳出総額が14億938万687円となりまして、歳入歳出差引残高2,786万293円を令和3年度へ繰り越すものであります。

令和2年度末の第1号被保険者数は4,550人で、前年度と比較して5人減少しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費に要する財源として、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などで構成しております。

歳出の10ページから11ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が12億6,796万4,230円となりまして、前年度と比較して2,218万981円、1.8%の増額となっております。介護保険施設である介護医療院への入所者が増えたことによる給付費の増加が主な要因であります。

要介護者に対する給付であります、介護サービス等諸費では11億6,620万1,389円となりまして、前年度と比較して1,946万335円の増額となっております。

要支援者に対する給付であります介護予防サービス等諸費では1,469万9,481円となりまして、前年度と比較して100万1,761円の減額となっております。

ちなみに令和2年度末の高齢化率は39.8%となっております。

新たな取り組みとして、ひとり歩き高齢者の行方不明時において、早期発見につながる小型タグとスマホアプリ・一斉配信メールを活用した「認知症高齢者等の見守り事業」を開始し、介護する家族との協力体制の構築を図ってまいりました。

介護保険事業計画に沿って、一人でも多くの高齢者の皆さんがふるさと平生町で元気に暮らしていけるよう、介護予防の取り組みを進めてまいります。

また、引き続き高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に取り組んでまいります。

次に、認定第7号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入・歳出総額ともに2億5,675万127円となりまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

3ページからの歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億8,317万5,

688円となり、歳入決算総額全体の71.3%を占めており、収納率は現年度分で99.9%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で2億4,356万4,610円となっており、歳出決算額全体の94.9%を占めております。

以上で、一般会計と6つの特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、別冊の財産に関する調書、令和2年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、決算報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前11時03分休憩

.....  
午前11時10分再開

### 日程第33. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第33、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、最初に一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。

村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

農業用ため池の現状と今後の利活用について伺います。

農業用ため池で、平生町で一番貯水量があるのが天池でございます。県のホームページによりますと、天池は管理者、所有者が自然人となっております。この自然人というのは一体どういった人たちなのでしょうか。もし、水漏れが発生したときのこの修理は、自然人の人たちが修理しなければならないのでしょうか。

2番目に貯水量があるのが八海ため池です。八海ため池は、所有者、管理者が平生町となっております。水利権がある農家は何軒あるのでしょうか。次、近くに太陽光発電施設が多く建設され、八海ため池は、農業用水としての役目が少なくなっているのではないのでしょうか。埋め立てて、企業誘致用の土地とするのもよいし、残土運搬地、そして災害ごみの仮置き場にもなるし、いろんな活用ができるのではないのでしょうか。

次に、所有者、管理者が平生町となっているため池も幾つかございます。どういった経緯で平生町となったのでしょうか。

以上を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 村中議員にお答えいたします。

天池につきましては、貯水量7万2,000立方メートルの農業用ため池でございます。山口県が作成しているため池マップでは、管理者及び所有者ともに自然人と掲載されております。これは個人や規約のない団体を意味しており、個人情報保護の観点からもこのような表記がされております。また、水漏れ等が発生したときの修理につきましては、ため池の所有者の方で行っていただくこととなります。

続きまして、八海ため池につきましては、貯水量3万9,000立方メートルの農業用ため池です。昭和27年7月に、八海ため池水利組合が結成され、長い間この地域の農業等に活用されてきましたが、休耕田の増加等により、干ばつ時の水量も確保可能となったことや、水利権者も発足当時の3分の1程度まで減少し、後継者不足もあり、当組合の存続が困難なことから、平成14年4月に水利組合を解散されました。平成21年には県事業の残土処理場としての活用につきまして、県においてため池の環境調査を実施し、鳥、魚、昆虫類等の絶滅危惧・準絶滅危惧種が確認され、環境面の配慮から埋め立てを行わないこととしており、現在に至っているところでございます。したがって水利権はゼロ人ということになっております。

次に、平生町が所有権や管理者となっているため池についてでございます。

平成13年8月、曾根、佐賀地区において、旧ゴルフ場建設予定地を平生町が土地取得をいたしております。その土地の中に幾つかのため池が含まれており、町所有のため池になった状況でございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） ため池は、生物の生息生存場所の保全、地域の憩いの保全等により埋め立てを断念したということでありますよね。ですが、今あそこは生物、亀以外におるんですかね。亀がみんな食べてしまうんじゃないですかね。それと、あそこはハスがありましたよね。ハスのあれ、スッポンか何か、みな亀が食うたようになくなったようです。だから、さっき言われたような生物の生育の場所といったところは今ないんじゃないですかね。

そして、町内のため池でも住宅地域の上にある、ため池も幾つかございます。そのため池も農家の高齢者、そして後継者不足、そして管理者が入院したりしてから管理できない状態となっております。こういったため池はどういうふうに指導するのか、そして、ため池の、田んぼが少なけりゃ貯水量も少なくて済むんですが、その栓をいつも使わなければ栓をいつも抜いておくといったそういう指導はしておられるんでしょうか。伺います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

まず、環境面でございますけど、これは私どもが調査するというのはなかなか難しいので、県のほうに行ってもらって、今現在どうかというのは確認を取りたいというふうに思っております。何分、例えばあそこを土地利用するといったら、県がうんと言いません限りなかなかできないと思いますので、そこはちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、町内のため池は143カ所ございます。先ほど言いました町所有が11カ所しかございません。それで、持っておられる所有者の方、管理者の方には、いろいろとうちの建設課のほうで切開することもございますので、これも含めて、したいのかしたくないのかという、そういう要望調査もさせてもらっております。したがって、所有者が切開したいということであれば、それはいろんな、すぐにはできませんけど、そういうことがあれば、必ず町のほうに相談に来ていただきたいなと、どういうやり方があるのかも含めて、町のほうで相談していただければ、こちらのほうでどういう対応ができるのかも含めて、検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） 今、栓だけを抜いて、そのままにしときゃいいんじゃないかというふうなことを言ったんですけども、それで八海ため池を埋め立てするというのは公共残土のことがありますしね。公共残土を町内にその捨て場というのを確保しておられるのか、そしてまた今熱海の件もありますから、山の上に持っていくわけにはいかんでしょ。そういったことで県のほうを説得をして、あそこをどうにか活用できるような方向に持っていきますかね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 県とよく相談してみます。活用方法について、県のほうに相談してどういことができるのかというのも含めて、よく検討、相談させていただきたいと思います。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています、ごみの減量とリサイクル活動の推進について質問いたします。

平生町でもごみの処理のための費用が財政の負担となっています。日本のごみの焼却施設の数は一だといわれています。燃やすことで、人体や環境に害を及ぼすガスの発生も心配されてきました。

これまでの大量生産、大量消費を見直し、焼却と埋め立て中心のごみ処理から、減量とリサイ

クルを重視した取り組みを進める必要があります。

国もさまざまな法律や各種リサイクル法で、推し進めているところです。平生町では、今年の3月に一般廃棄物処理基本計画が発表され、これからの10年間の道筋が示されました。内容はごみと生活排水の2項目立てになっています。ここではごみの処分について質問いたします。

この計画の位置づけとして、各種法律や県の基本計画を踏まえ、有用な廃棄物を資源として活用しながら、ごみの発生抑制を図るとともに、廃棄物の適正処理により、環境への負荷を軽減するなど、循環型社会の形成を推進するとしてあります。

平生町のごみ処理の現況と課題、そして循環型社会への今後の取り組みをまず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

一般廃棄物処理基本計画は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物を適正に処理することを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が策定することとされている計画でございます。

本町におきましては、前計画期間の終了を期に、本町の一般廃棄物の処理を取り巻く諸情勢も変化していることから、当該計画について見直しを行ったものでございます。

今回の計画では、有用な廃棄物を資源として活用しながら、ごみの発生抑制を図るとともに、廃棄物の適正処理により環境への負荷を軽減するなど、環境型社会の形成を促進することで、第五次平生町総合計画の基本目標である、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指していく計画としております。

本町のごみの処理に関する現状として、ごみの排出量につきましては、年々減少傾向となっておりますが、これについては主に人口減少等の要因によるものと分析をしております。

また、町民1人当たりで見ますと、ごみ排出量は近年横ばいの状況ですが、県内の平均または全国における本町と同規模自治体の平均よりも多く排出されております。その他にも、ごみから選別され資源化を行う資源回収率については、県内の平均また全国における本町と同様規模自治体の平均を下回る数値となっております。施設関係については、処理を行う周東環境衛生組合清掃センターや熊南総合事務組合資源活用センターは、老朽化も見られることから、施設の必要な補修工事などを行いながら、安定的なごみ処理を行っているところでございます。

これらの現状を踏まえて、今後の課題といたしましては、環境型社会の実現に向けて、さらなるごみの減量化、リサイクル化を促進していくことが必要でございます。中でもごみの排出量削減として、食品ロスや生ごみの削減、詰めかえ商品の利用、リユースの促進など、ごみの排出抑制に町民、事業所、行政が主体的に継続して取り組むことが重要となってくると考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、類似町村と比べてのお話もございました。平生は1,105グラムを、1日1人当たりごみを出しているということで、全国の中には55グラムというところもあり、もちろん3,795グラムというところもあるのですが、平生町はまだまだ減らせる余裕がたくさんあると思います。

また、ごみを調べてみますと、うちは紙・布の一般ごみが5割から6割を占めています。これを減らせる可能性はすごく大きいです。先ほど食品ロスの話もされました。これはごみの水分量を少なくするというので、水分は3割から4割という形になっていると、この計画には書いてあります。

いろいろな全国の市町村の取り組みもございますので、それを参考にしながら、これからどう減らしていくか、どう資源化していくか、資源化すればいいという問題でもない、リサイクルの輪がきちんと完結しないと、回収してもそれが使われないのであればごみになってしまう。そういったことも考えられながら、先ほどの3Rの推進ももちろん大事だと思います。この計画をしっかりと今から実行に移すにはどうしたらいいかというお話になるんですけど、住民の協力、事業者の協力が一番というか非常に大切になってくると思います。ごみの排出量をとにかく、入口を減らすためには、賢い消費者であり事業者であるということが必要となってきます。

ついつい今まで大量生産、大量消費をしてきた私たちですので、その中でやっぱり見る目を肥やしていく、これが本当に必要なのか、必要な量はどれくらいなのか、どういった行動を起こしたときに、きちんとした量が自分として確保できるかというようなあたりも、しっかり町としても広報活動、丁寧な説明、そういったものが必要だと私は考えています。

マータイさんの「もったいない」という話もわーっと出て、今どうなったのかな、マイ箸とかマイコップとかどうなったのかなという懸念もございますので、何度も住民や事業者への丁寧な説明が必要だと私は考えます。

あと制度としてどうしていくか、例えば分別を増やしていくかどうなのか、今から埋め立てはあと何年埋め立ての期間はあるけれど、その後どうするかとか、炉の耐用年数がきたときにどうするのかという話もございますので、早急に資源化、リサイクル化、そういったものを進める必要があると思います。

このごみの一般廃棄物処理基本計画の中の第6章と7章にある不法投棄ごみ、その対策というか現況はどうなっているのか。在宅医療廃棄物、今からは家で訪問介護、訪問医療を受けながら生活される方が増えてくると思われまますので、そうした医療廃棄物のお話、それから今回のコロナの関係でエッセンシャルワーカーのどうだこうだという話がかかり出ましたけれど、その感

染防止対策が必要な一般廃棄物をちゃんとう、袋に入れてというような指導もありますけれど、そのあたりの処理の問題。あと災害時のごみ、災害廃棄物処理計画というのが立っていますけれど、それで果たして対応が可能なのか。先ほど池にそういった災害廃棄物を仮置き場にしたらどうだろうかというお話もございました。その災害廃棄物の処理、これ非常に万が一のときには問題になりますので、住民の生活に非常に関係してきますので、そのあたりのこと。

それから、太陽光発電、風力発電、これが設置年数が過ぎたらどうするのか、国としては太陽光発電をエネルギー政策でつくれつくれって言うておりますけれど、そういう旗は振っていますけれど、耐用年数が過ぎたときに、もしその業者がいなくなったり、設置者が不明になったりしたときのことがすごく心配されています。それは、全国的にそういう話も出ていますので、国のほうも今までのリサイクル法みたいな形で、立てるときに処理のお金も入れてという話もございますが、このあたりのことはどういうふうにお考えでしょうか、質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず最後におっしゃられた、太陽光発電の件でございますが、これはどういうふうなのができるのかも踏まえて、これは国と県に確認しないと、これ全国一緒ですから、日本国内の問題だと思えます。平生町だけでこうできるという問題でもないと思いますので、これは国として、再生エネルギーを推奨しているわけですので、その後のことは、国はちゃんと示してもらわないと、私どもとしてはできないというのがまず1点。

災害廃棄物ですが、これ災害の規模によってどれだけ出るかというのはわかりません。これだけあれば十分だというようにはございません、多分。例で見ますと、例の東日本大震災のときは、ものすごい量の廃棄物が出たわけです。どうしていたかということ、小学校の空き地とか何かをここに運んでくださいみたいなことをやっていたけども、こればかりは量によってどうするかを対応しないと、今現実的にこれだけ出るからここにこんだけ、ここにこんだけは集めるというのはできると思うんですよ。ただ、量がどんだけかというのはわからないから、それはそのときにいろいろ工夫して考えていくしかないのかなというふうに思っています。

それから、ごみの量を減らすということですが、これやっぱり個人というか住民の皆さんとそういう企業の方、これらの方々にぜひともそういうごみを少なくしてくれというのは、もう言い続けるしかないのかなというふうに思っております。先ほども言いましたとおり、いろんなさっき言った詰めかえの製品を使ってもらうとかリユースの促進なりもそうですし、リサイクルももちろんそうですし、これらについて御理解をしていただくということが一番重要なんじゃないかなと思います。

だから、ごみの量はどれだけだというのは逐次示して、よその団体よりはうちはこのぐらいよというのも含めて、皆さんに周知していくということも必要なんじゃないかなというふうに思っ



ております。

いずれにしてもごみの問題は個人的なものになるわけで、平生町がこういうことをしたら減るねというのは、もうこれは個人の皆さんに理解してもらうことしか、今のところできないんじゃないかと私は思っています。ただ、いい案があるのであれば、教えていただければ検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 先ほどの災害に遭ったときには遭ったときの規模で違うから、そのときにならないとわからないとおっしゃいましたが、確かにそれはそうなんですけれど、そのための計画です。一応、東南海地震が起きたらこの程度のという予想はあるじゃないですか。集中豪雨で万が一のときには、崩れそうなところというのは平生町わかっていますよね。そういった形で、こういうときにはこうという計画は、私は必要だと思います。

先ほど、個人の人に理解してもらうのが一番だというお話もございました。私もそう思いますけれど、そのための誘導策、これは町にできると思います。令和元年度のごみの処理にかかった経費は1億8,000万円です。また、ごみの焼却施設の老朽化や限りある埋立地のことを考えると、ごみの減量化とリサイクルの推進は早急に取り組むべき課題です。対策の一つとして、先ほど町長もおっしゃいましたように、住民や事業者に対して何度も繰り返し丁寧に説明していくことだとも考えます。第一とにかくごみをつくらぬような、入口を抑制する、そのことに力点を置いて、皆さんにお願いしたらと思います。

先ほどの理解してもらうための誘導策ということで、幾つか調べましたところ、ごみの有料化、今平生町もちろん有料化していますけれど、資源ごみは生ごみの半分の金額の紙の袋にしてるとかそういったところもありますし、ポイント制、そういった環境にいい買い物をするとポイントをつけますよというポイント制で住民の皆さんに協力を願うということをしているところもございます。とにかく循環型社会の実現に向けて、平生町も取りまざるを得ない状況ですので、先送りすることなく、今の将来あるべき平生町の姿、住民がこれだったら安心して安全で暮らせる平生町の姿を描きながら、それに対してごみの問題をどうしていくかというあたりをしっかりと考えて、進めて、推進していただきたいということをお願いして、先ほどの誘導策もいろんなところがやっていますので、ごみゼロというか生ごみがゼロというところもございます。焼却炉をつくれない、つくりたくない、埋立地がない、少ない、そういったところが、もうしょうがないから、じゃあどうしたらごみが抑制できるかというので、かなりの分別をしたり、いろいろコンポストの補助をしたりいろいろ考えていますので、そのあたりのことも考えて、平生町は町単独ではなくて、処理のほうは周東のほうでは上関と平生と田布施と柳井の4市町が構成していますし、こちらの熊南のほうは田布施と平生がやっていますので、平生町だけで進めるわけにはい

かないかもしれませんが、リーダーシップを取って、今から進めていただけたらということをお願いして、この質問は終わります。

次の質問に移ります。

次に、子供のスポーツ活動の推進について質問いたします。

2020東京オリンピック・パラリンピックが、コロナ禍の中でしたが何とか無事に終わりました。関係者の御尽力に心からの敬意を表します。

さて、テレビで観戦した私たちは、期間中、選手の活躍に胸を躍らせ、人間の可能性と多様性、そしてスポーツの力、平和のありがたさを感じた大会でした。スポーツは人々の才能を見つけ出し育成することで、選手やそれを支える人、見る人を幸せにする大きな力を持っていること、選手の出身地やそれに関係する地域の活性化にも資するものだと強く感じました。平生町でもスポーツによるまちづくりをもっと進めたいと考えます。

そこで今回の質問です。平生町で子供のスポーツ育成といたら、まずスポーツ少年団が頭に浮かびます。しかし、近年団員数も競技数も、少子化の影響もあり減少しています。指導者の高齢化も進んでいるのではないのでしょうか。学校の部活も教師の働き方改革などで、令和5年以降は休日の部活を地域活動として実施予定です。中体連も解散して郡体もなくなるというふう聞いております。このように子供を取り巻くスポーツ環境が大きな曲がり角を迎えている中、この3月に平生町スポーツ推進計画の改定版が出されました。その中の基本施策の1に、子供のスポーツ活動の推進がありました。この施策によって、どのような平生っ子の育成とまちづくりを目指しているのかお答えください。

以上、子供のスポーツ活動の現状と課題、そしてこれからの取り組みをお答えください。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、子供のスポーツ活動のまずは実態、これにつきまして、御質問にお答えしたいと思います。

子供にとってのスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康体力、こういった基礎を培う、また、公正さ、規律さを尊ぶ態度であるとか克己心であるとか、そういったものを養うなど、人間形成に重要な役割を果たすものと、このように認識をしております。

また、学校の体育に関する活動や地域スポーツを通して、十分に体を動かして、その楽しさや意義、価値を子供が実感できる、そういった環境の整備を図って、積極的にスポーツに取り組む態度を育成する、そういったことは重要であるということは認識しているところでございます。

まず、子供の体力の現状について、少しお答えしておきますと、毎年実施する体力・運動能力調査からお話ししますと、全国的には幼児期の活発に体を動かす遊びや機会の減少といったことなどから体力、運動能力の減少傾向、これには歯どめがかかっているが、基礎運動能力につ

いては昭和60年ころとの比較では低い状況にある、このようなことが、今言われています。

本町の子供たちについて全国平均と比べてみますと、小学校ではそれを下回っておりますけれども、中学校では全国平均並みから上回る種目も多く出てくる、そういう状況でございます、また積極的にスポーツをする子供とそうでない子供の二極化については、全国と同様に顕著に認められる、そういう状況があります。

まず、子供たちのスポーツ活動についてでございますが、学校の体育の授業以外では大きく、先ほど申し上げられましたスポーツ少年団活動と中学校の部活動、これがございますので、まずはスポーツ少年団の状況を申し上げます。現在、平生町スポーツ少年団には7つの種目がございまして、全体で156名の団員がおります。年々減少傾向にあった団員数は、令和元年度が167人、昨年度が135人でございます、昨年度と比べると今年度は少し増加をしていると、こういう状況でございます。

また、登録につきましては、平成29年度から3歳以上の団員登録も認められましたことから、本町においても種目により登録を可能としておりまして、これまでの入団実績はございますけれども、今年度の未就学児の登録はございません。体験入団につきましては、各団とも随時体験入団の受け付けを随時行っているところでございます。活動については、現在、コロナ禍の中ではありますが、各団とも感染対策を講じて、熱心に活動をされています。指導者については、それぞれに後継者の育成に努めていただいておりますが、高齢化をしてきているのが現状でございます、少子化とともに課題でありますことから、各団と連携して後継者育成に引き続き協力をしていくことにしています。

中学校の部活動、こちらにつきましては、平成30年にスポーツ庁から運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン、これが示されてから、町教委や学校がそれぞれに効率的、効果的な活動、そして適切な休養日の設定、これを含めた部活動の方針を策定して、それに沿って現在活動を進めています。

また、少子化による生徒数や教員数の減少から、これまで種目の減少はございましたが、教員の働き方改革として外部指導者の導入を図る、このことで部活顧問の教諭と連携しながら、生徒が生き生きと部活動に取り組めるようにしてございまして、顧問を初めとする部活動関係者の積極的なかわりは、子供たちの努力と達成感を生み、自主性や責任感、連帯感を育み、充実した活動と成果を上げていると、このように捉えています。

子供のスポーツ活動については、これらのほかに中学生の外部クラブへの参加であるとか、あるいは3年生以上の小学生が応募できる県体育協会が主催するジュニアアスリートアカデミーへの参加もございます。種目はどちらも主に学校部活動にはないものとなっておりますが、外部クラブについては、現在22名が参加してございまして、そのうち半数は学校部活動と平行して活動

しております。また、アスリートアカデミーについては、該当児童へ募集要項を配布することで周知を行い、現在小学生3名、中学生1名が選考会を経て活動していると、そのような状況でございます。

また、子供のスポーツ活動を支えるために、以前は我がまちスポーツ推進事業などを活用して、スポーツ教室を行っていた時期もございますが、現在は事業等の条件などから実施できていないというのが実情でございます。

次に、平生町スポーツ推進計画についてということで、これからのあり方ということについてでございます。平成26年3月に策定しました、平生町スポーツ推進計画につきましては、昨年度お示しされたように改定をしたところでございますが、基本理念の「スポーツで人とまちをつなぐ元気な平生」、これを引き継ぎまして、この実現を目指して3つの基本方針、生涯スポーツの推進、人材育成と活動支援、地域の活性化、これに基づいた取り組みを進めることとしています。

今、御紹介しました基本計画の生涯スポーツの推進では、議員お示しのとおり、子供のスポーツ活動の推進を基本施策の1として取り上げています。そこでは、目指すものを子供がスポーツや外遊びの楽しさを知り、スポーツに親しみ、運動習慣を身につけること、このようにしまして、地域と連携して取り組んでいくことを記載しております。特に伝統のあるスポーツ少年団活動については、その活性化に向け、スポーツに親しむ、より多くの機会の提供として、これまで以上に広報活動や体験活動を積極的に行い、加入率の向上を目指す、このようにしているところでございます。

本町は、スポーツ少年団への加入率こそ県平均を上回ってはいますが、活性化に向けては今まで以上に多くの方にスポーツ少年団を知ってもらえるように、周知の方法の見直しなどを行っていくことが必要だと考えています。

しかしながら、少子化や指導者の高齢化の課題は大きく、地域の協力を得ながら、引き続き活性化に向けて一緒に知恵を絞っていかねばなりません。

中学校部活動のこれからのあり方については、昨年9月にスポーツ庁と文化庁、文部科学省この連名で休日の部活動について、学校部活動から地域部活動へと令和5年度以降、段階的に移行する、このように示されたことがかかわってきます。このことについては、今年度から体育協会やスポーツ推進審議会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、部活動の外部指導者、中学校、それぞれの代表による地域部活動検討委員会を立ち上げて検討を進めていますが、休日の運営主体となる地域団体の整備あるいは確保、また地域の専門的指導者の確保、財源の確保、こういったことを初めとしまして、課題が大変多く、性急に結論は出せない状況でございますことから、協議、検討を進めることとしておりまして、検討を進めるに当たっては、スポーツ少年団など町の

スポーツ活動の活性化とも結びつけていきたいとこのように考えているところでございます。

また、この夏行われましたオリンピック・パラリンピックでは、躍動する選手の映像が日々流れておりました。子供個々がかかっている種目にかかわらず、スポーツへの興味、関心が高まった子供が多いことは間違いございません。この機会に、春に実施しました体力・運動能力調査を振り返ることで、自分の体力について、再度理解したり、学校の体育の授業や部活動などを通してさらに関心を高めたりして、スポーツ意識の向上につながることを期待しているところでございます。

町教委では、少子化による影響が大変大きく、指導者の高齢化の課題もございしますが、学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子供たちが十分に体を動かし、その楽しさや意義、価値を実感できる環境の整備、そしてスポーツに取り組む態度の育成に向けて、関係団体等と引き続き課題を共有し、これからの取り組み方等について、ともに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 行政側の答弁としてはどうしても総花的になる、全体を通してのスポーツ活動の推進となるのは理解しております。私はこの2020オリンピック・パラリンピックの機会を捉えて、選手の育成ができないかというあたりを今回は聞いてみたいと思います。

御存じのように、中学校、高校と、いい教師がいるときには、クラブ活動がぱっと花が開いて優勝とか準優勝するようなことが今までもございました。指導者の力っていうのはすばらしい、子供たち一人一人の力を引き出して、スポーツ選手に育てる、勝つ喜びを教える、自分の花開く時期を信じていることができる、そういった指導者というのは非常に大切なものだと思います。

教育長にお願いなんですけれど、今言いましたように、教師の中にいい人材がいると、子供たちは花開きます。人事権は教育長が中学校お持ちでしょうから、そういった先生を引っ張っていくことも考慮されたいかかと思えます。スポーツでまちづくりを、と言いました。

子供たちに夢を聞くと、サッカーの選手になりたい、野球の選手になりたいとか、そういう夢を語られる子供たちもたくさんいます。そういったプロ選手を育成する方向も今から考えられたらと思います。もちろん町の職員の中でスポーツ関係の強い職員を雇ったり、それからいろんな県とか国の施策を利用した協力隊でもいいですけど、そういったことも考えられるんじゃないかと思えます。

スポーツってすごく影響力が大きい。例えば高校の甲子園、あれに優勝したらもう20年でも30年でも40年でもみんなが噂するぐらいすごい力を持っています。これをぜひ平生町でも何とかできないかというのが、私の夢です。夢は夢でなかなか難しい問題もあるとは思いますが、

そういったようにいい指導者を引っ張ってくるような施策は考えられないか質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 選手の育成はできないかという御質問でしたけれども、競技選手の育成ということでお答えをさせていただきます。

競技選手の育成ということでは、まずは子供たちがスポーツへの興味、関心を高める場面、このたびのオリンピック・パラリンピックのような報道であったり、あるいはスポーツの見学であったり、講演、講話、スポーツ教室、さまざまにございますけれども、そうしたスポーツへの興味、関心を持つ場面があって、そして子供たちがスポーツに直接かかわっていく。ですから、そこではスポーツ少年団とか部活動とか、先ほど説明しました外部のクラブであったり、いろんな場面が考えられる。

そしてまた、そこで競技選手に向かうためには、体力、運動能力をそれぞれの子供たちがスポーツテストの結果等を用いて把握し、理解していくという場面もあろうかと思えます。そこに、議員さん申された専門的な指導者の評価と、こういったことがかかわってくるんであろうというふうに考えます。そういったことを通して、競技力がどんどん向上していくという話になるんであろうというふうに考えるところでございます。

大きな課題というのは、やっぱりそれぞれに先ほど答弁しましたように、それぞれにございますが、議員さんの御質問のよい指導者をというお話でございますけれども、これからの学校部活動であるとか地域部活動、または地域スポーツの中で、今特に地域スポーツの中でも指導者の高齢化の話もしましたけれども、そうした専門的な指導力のある方といたしますか、教員も含めて、そういった方々をどうやって育成するかとか、あるいはこちらに来ていただくかとか、そういったことは大変重要なところだというふうには考えています。そういった面では、努力をしていきたいということは考えております。

人事権の話が先ほど出ましたけれども、校長の具申と町教育委員会の内申をもって人事権は県教委にありますので、そういう意味では努力をさせていただくというふうに申し上げたいと思います。

どちらにいたしましても、子供たちの運動の楽しさ、意義、価値を実感できる環境の整備であるとか、あるいはスポーツに取り組む態度の育成であるとか、こういったことは確実に取り組んでいかなければならないことでありますので、かかわっておられる方々としっかりと今ある大きな課題を共有して検討していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 子供たちにスポーツの楽しさを知ってもらい、体力向上に役立

てる、そういったスポーツによって育てられる部分を、しっかり平生の子供たちに注入していくということは、とても大事だと思います。もちろん競技選手もあるんですけど。その入口としてのスポーツの楽しさを知るために、放課後子ども教室、4年生の友遊スポーツ教室というものがありますよね、ああいったものとか、もちろん子供会の活動もそうですけれど、いろんな場面で子供たちにスポーツの楽しさを教えていただきたい。いろんな町の行事もごさいます。今、残念ながらコロナ禍でやっていませんけど、そういった行事の充実もあります。

そういった底辺を広げることで、中からプロになるような子が育ってくると思いますので、人材育成もあります。平生町の中にも実は結構全国的に華々しく活動した人やプロの選手団を率いて監督をしてきた人がいます。そのあたりは、なかなかわからないところもあるとは思いますが、丁寧に掘り起こせばいらっしゃいますので、そのあたりのこともお願いしたいと思います。どちらにしろ、子供たちが夢を持ってスポーツにも取り組むことができる環境の整備をお願いして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 答弁はよろしいですか。

○議員（9番 細田留美子さん） はい。

.....

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） それでは、質問させていただきます。

最近、テレビで気象予報士などが、いつ、どこでも何が起こるのかわからない、ハザードマップを確認し、早めの避難、移動を取り、自分の身は自分で守る行動をお願いしますと頻りに呼びかけるニュースが流れます。以前の一般質問では、災害計画、対策面、備災、減災の事柄にはしっかりと回答していただき理解しております。どこの市町も県や国の指導で、書類上はばっちりなのだと考えます。

しかし、先日の大雨災害のニュースを見て、私は改めていろんな面で不安を感じました。常日ごろから災害時には居場所から状況を判断する心構え、慌てず体感することの重要性を強く思ったのです。

津波のときは山へ、山崩れは下へ、地震のときは強い頑丈な建物、そのときどきの状況により自分の身を守る判断と行動です。移動通路の選択をスムーズにできるのかなど考えました。

一つ、町民が慌てず身を守る行動を、体感は振動しているのだろうか。2つ目、行政としてはどのような方法で一般町民にどのように理解させているのか。このような思いから、今回、方向性を変えて質問させていただきます。

1 問目は、災害から身を守る危機管理意識は町民一人一人にどのように届いているのかということで、4点お尋ねします。

1 点目は、ハザードマップ配布後の対応と町民の理解度です。避難場所へ移動する安全経路の説明等、住民の理解度と周知は大丈夫でしょうか。

2つ目は、障害者、独居老人、弱者ですが、これらへの対応で1点お尋ねします。一般の若者はインターネット上の情報、ホームページ、SNS等を活用して自力で避難に向けた対応ができる。しかし、パソコン、タブレット、スマホを利用できない町民を想定した身を守るために必要な情報発信等の対策はしているのだろうか。

3 点目は、防災対策マニュアルをどのように活用して住民に体感させているかということです。ニュースでは、行政、消防、コミュニティ協議会、民生委員の連携がうまくできている自治体ほど大災害を食いとめているケースが多いとある。平生町では町民にどのような方法で安全確保を指導しているのか、どのように伝えているのかということです。

4 点目は、将来的な避難場所の設備について、災害時のトイレ問題について、多人数が少数のトイレを利用する場合、水がとまる、目詰まりで利用できなくなる、衛生、健康面からの精神的な苦痛による苦情等の問題は起こり得ることです。町の定める指定避難場所の敷地内にすぐに増設できる仮設トイレが設置できるような災害用マンホールトイレ等の導入を検討してはいかがでしょうかという、今日は4点についてお尋ねします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。まず、避難場所へ移動する安全経路の説明等、周知、理解度等につきましては、まず、ハザードマップは自然災害の発生が予測される場所や被害が予測される範囲、程度などが地図上に示されており、ハザードマップを利用することで、どこにどのような災害が起こり得るか事前に知ることができます。そのため、日ごろから災害時の避難行動をする上で、有効な防災情報の一つとなっております。

町では、これまでに各種ハザードマップを作成し、住民の皆さんへ配布しております。最近では、今年の3月に大内川、田布施川、灸川の氾濫による新たな洪水ハザードマップを作成し、関係する地域に配布しております。これは、近年、これまで経験したことがないような大雨により、毎年のように全国各地で洪水が発生していることから、想定し得る最大規模、千年に一度の降雨により河川が氾濫した場合の浸水想定を示したものでございます。

町では、これまで住民の皆さんにハザードマップについて理解していただくために、防災訓練



の訓練でのハザードマップの活用や出前講座でのハザードマップなどの防災情報の活用について説明を行っています。

地域の危険箇所については、地域の皆さんにしかわからないことが多くあるのが現状です。被害を最小限に抑えるためには、自分の命は自分で守るという考えが重要になります。避難を考える際にも、避難とは難を避けることであり、自宅で安全確保が可能な人は避難所に行く必要はないことや、自宅が危険な場所でも、避難先は町指定の避難所だけでなく、安全な親戚、知人宅への避難を検討していただくなどの説明も行っております。自治会や地域グループなどで防災、減災対策を考える際には、ぜひ出前講座を御使用ください。

今後も、住民の皆さんが迅速で安全な避難行動が取れるよう、ハザードマップ等の防災情報を提供するとともに、啓発活動に取り組んでまいります。

それから、障害者、独居老人への対応でございますが、災害時に人的被害を最小限に抑えるためには、住民の早期避難が重要になりますが、そのためには、防災情報を迅速かつ確実に住民の皆さんに伝えることが最も重要となります。

町では、災害時に住民の皆さんへ防災情報を伝達する手段として多重化を図っておりますが、多くの方に一斉に伝達する手段の一つとして、防災行政無線の整備を行っております。屋外子局を町内30カ所に整備しているほか、電話にて放送内容を確認できる音声応答システムにより、放送を聞き逃したときや風向きにより聞こえにくかった場合の対応をしております。

加えまして、本年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、町内の要配慮者利用施設へ無線放送による確実な情報伝達が行えるよう、戸別受信機を25台、無償で貸与するよう準備を進めているところです。そのほか、J-ALERT放送、平生町防災メール、NTTドコモなどの携帯電話会社の緊急速報エリアメール、ヤフー防災アプリでの配信を行っております。

また、平成29年度に山口県がJアラートを導入したことによりまして、町が発信した防災情報は県を通じて放送局等の各メディアに配信されており、テレビ画面の横や下に各種情報が表示されるL字放送により、多くの視聴者の目に触れることとなっております。

さらには、そういったシステムだけでなく、職員が広報車にて町内を巡回して、マイク放送にて伝達を行うほか、場合によっては自治会長や民生児童委員などへ個別に電話連絡をするなど、あらゆるチャンネルを活用して周知を図っているところでございます。

また、要配慮者への避難支援については、6月議会で答弁いたしましたとおり、町では災害が発生した際に、自助、共助で必要な支援が受けられない要配慮者に対して、平生町防災福祉要配慮者支援マニュアルを作成し、公助による避難支援等を行うものとしております。全国各地の災害で、これまで多くの被害者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、要配慮者の

避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画についても作成に向けた取り組みを進め、本町の避難行動要支援者の安全確保体制の整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

平生町では、町民にどのような方法で安全確保の指導をしているのかということでございますが、大規模な災害が発生した場合、住民から救助要請が殺到することが予想されますが、その時点では、町や消防署、及び消防団等は災害対応に追われて対応できる人員がほとんど残っていないことが想定されます。災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は小さくなり、自助、共助の重要性が拡大することとなるため、災害時の被害を軽減するためには、自分の命は自分で守る自助を基本とし、地域住民が居住地域の災害発生の危険性を正しく理解し、災害対策の課題を確認するとともに、行政と連携しつつ、地域のコミュニティレベルで相互協力できる体制を確立することが重要になります。

平成30年7月豪雨で、山口県におきまして7月5日から8日にかけて断続的に激しい雨が降り、県東部を中心に広い範囲で土砂災害や河川の氾濫などが発生しました。3名の方の尊い命が奪われるとともに、負傷者13名、住家被害は1,520棟に及び、公共施設等にも多くの被害が発生しました。この災害の経験を今後の防災対策に生かすため、山口県防災会議防災対策専門部会において、この災害を通じて明らかとなった課題について検証を行われた結果、避難情報等の発令が必ずしも住民の避難行動につながらなかったケースが散見されました。

このことから、これまでの行政指導の取り組みを改善することにより、防災対策を強化するという方向性を根本的に見直し、住民が自らの命は自らが守る自助の意識を持って、自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会を構築する必要があるとされました。

こうしたことを踏まえ、災害時における逃げ遅れゼロの実現に向けて、令和元年度から県と市町が一体となって、災害リスクが高い地域において、地域住民が自発的に避難行動を行うよう率先避難や呼びかけ避難体制づくりの取り組みを進めているところでございます。

具体的には、各地域での避難体制づくりを戦略的、計画的に推進していくため、小学校区を一つの目安として、自治会を母体に避難体制づくりを展開していくこととしております。本町では率先避難の取り組みを波及させるための起点となる率先避難重点促進地域として、平生小学校区では、令和元年度に田布路木自治会、佐賀小学校区では、今年度、田名地区協議会が避難体制づくりを実施することとなっております。

主な取り組み内容といたしましては、地域の防災リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、また避難する際、災害ハザードエリア内の全世帯が逃げ遅れることがないように、グループを作成し、連絡や呼びかけを行う体制を構築することで、逃げ遅れゼロを実現するものです。

このように自助を基本として、地域住民と連携し、避難情報発令時には、実際の住民避難に効果的につなげる体制を構築するなど、自分たちの地域は自分たちで守る共助の取り組みを促進することで、適切な情報伝達体制の確立を図るとともに、地域住民の防災意識を高め、住民の安全確保を図っていくこととしております。

それから、災害時のトイレの問題でございますが、全国の自治体等におけるマンホールトイレの設置状況につきましては、国土交通省の調査によると、2019年度時点で、全体の36%にとどまるとの情報が先日わかりました。大規模な災害が発生した場合には、水洗トイレが使用できなくなるなどの問題が顕著化いたします。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、被災地の広範囲で水洗トイレが使えなくなり、トイレが汚物であふれる状態となりました。また、平成16年に発生した新潟中越地震では、車中泊をしていた被害者がトイレを控えたため、エコノミークラス症候群で死亡するといった事例が報告され、災害時における快適なトイレ環境の確保は命にかかわる問題として認識されることとなりました。

災害時に避難所のトイレ空間の快適さが失われることは、衛生環境が悪化するだけでなく、被災者の生活や健康に深刻な影響を及ぼすことから、国土交通省では平成28年3月、マンホールトイレ整備運用のためのガイドラインを作成し、下水道管理者に向けて、法整備等の実施を求めてきたところです。

マンホールトイレは、災害時に日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できるといった特徴がありますが、下流側の下水道管路などが破損していないことが条件であり、導入に係る費用が1基当たり約200万円と高額なことから、これまで、防災部局では検討しておりませんでした。

本町では、これまで災害時にトイレが使用できなくなった場合に備えて、安価なことや事前の準備はほぼ不要ですぐに使用が可能なことから、凝固剤が入った袋を使用するタイプの携帯トイレの備蓄をしておりますが、備蓄数は1,200回分と決して多くはありません。多くの避難者が想定される大規模災害への備えのため、マンホールトイレの導入について調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

マンホールトイレは、下水道管に便器等設置を直接つなげるため、衛生的であり臭気もなく、洋式であり段差がないため、要配慮者にも使用しやすいといった評価が導入自治体によってなされております。災害時に使用するトイレとしては、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレにマンホールトイレとさまざまありますが、災害の状況や避難所の大小など状況に応じたベストミックスを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。今言われたように、本当に、今皆さんには自分の命は自分で守るということを住民に徹底して理解してもらおうということが大事じゃないかと思うんですね。今、曾根の場合は中学校が避難場所になっておりますが、ほとんどの人が「中学校のどこかね、体育館かね、教室かね、左行くんかね、右へ行くんかね。車はグラウンドへ入れられるんでしょうか。昔子供が行くころは水でべたべたになりよったが、車の中で避難できるんでしょうか」と尋ねられることがありました。でも、そんなことは住民にまだ徹底してないんじゃないかなと思うので、初歩的なところから、大災害のときはこういう心構えというのだけ、住民に行き渡るようにしていただきたいなと思います。

いいことは、避難場所の中学校の道路に、避難場所の場所が平生中学校と看板が出ていますので、あれはすごいなと思いました。もっと大きめにやってくれたらもっとよかったかと思いますが、気がついてる人も住民もおりますので、私は住民から指摘されるまでわかりませんでした。そういうふうになんとなく町を歩いていても、車に乗っていても頭にすっと入るような方法で住民を導いていただきたいと思います。

私、5年ぐらい前だったと思うんですが、議員になりたちにハザードマップの配布がありまして、曾根の公民館で集会があるのでのぞきましたが、十何人しか来ておりませんでした。ハザードマップの説明は県の職員がやられました。町からは当時2人出ました。同じ曾根公民館の近くに3人の子供がおって、1人はまだ抱いているような子供です。「主人がいないときに避難場所をここへと言うんですが、2人の子供の手を引いて、川のそばを川伝いにここへ来るんですか、ほかに道はありませんか」と尋ねたんですが、誰も答えませんでした。そのとき、それは向井原のちょっと上に新しく住宅ができて、何人か入っている中の一人でしたので、やっぱり若い人のほうがしっかりしているな、不安を持っているんだなというのは感じましたので、ちょっとした声もものすごい人の命を救うんだなと思いますので、本当、町だけでもできない、住民だけでもできない、コミュニティ協議会には職員も登録されておりますので、誰かが誘導して、こういうふうにして、「おばあちゃん、あなた危ないと思ったら外へ出てごらん。役場の車が通りよったら聞こえんでもええじゃん。風が吹いてきたら、雨が降りよったら危ないんじゃないかと察せられるでしょ」と言うと、「そりゃわかるよ」と言うて、「聞こえんでもええじゃん。防災無線が何を言いよっても聞こえんでもええじゃん。危険なんじゃないかというのを察したらいいんですよ」と言いましたが、そういうふうになんか協力し合うということが大事じゃないかと思いますので、本当に自分の命は自分で守るんですよということを徹底した上で、手放すのではなくて一緒に助かりましょうね、一緒に地域をまとめましょうねという雰囲気をもみんなで持っていただきたいと思います。

大体、今、町長さんが言われたことは大体わかりますので、もうこれはこれでよろしいかと思

います。町長さん、何かありましたらお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） やっぱり住民の皆様には避難の仕方といいますか、それも含めてぜひとも皆さんに周知していきなというふうに思っております。ただ、災害によってはいろんな災害があります。ただただその道を行けと言ったんじゃ、たまたまその道が崩れたときはどうするんかとか、その辺はもう住民の皆さんが自分で見て、ここが壊れたときはこっち側回ろうとか、それはちゃんとそういう計画を自分ところできつておいていただきたいと思うんですよね。決まりどおりにこの道を真つすぐ行って避難所に着けばいいという問題でもないと思いますんで、昔というか、もう何十年以上も前ですけど、岡山県か何かで、避難指示が出たからといって何人かで避難所へ向かう途中に洪水が来まして、亡くなられたという方もおられるんですが、それは何か夜、結構暗くなって避難指示が出たということで、その辺も含めて、やっぱり避難指示とかは明るいうちに出さないといけないなというふうに思っております。ただ、その方たちは、いつも言われているとおり、この道を真つすぐ行けと言われていたから、真つすぐ行って洪水に巻き込まれたということでございますので、その辺は、そのときの判断をぜひできるように、その辺も含めて住民の皆さんに周知していきなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。みんなで本当にとちまようというか、パニックするときですので、みんなで声をかけ合って、ともに助かるということを考えたら、やっぱり協力体制が必要ですので、私たちは曾根ですから、堅ヶ浜のほうのことはわかるわけではないので、その地域のことを十分把握して、地域の仲間と一緒にやるというコミュニティ単位で改めて、異常気象でいつどこで何が起こってもおかしくない日本になりましたので、そこらあたりに力を入れて、職員も各コミュニティ単位にもおられますし、本当、百姓でお米やいろんなものはつくるのは得意でも、そういうことに疎い人もおりますので、また体が言うことを聞かない人もおりますので、皆さんで協力し合う体制をともに協力していけたらうれしいかなと思っています。またよろしく願いいたします。

この件に関しては、またみんなで考えるべきことだと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問で、商工業の活性化と支援に移らせていただきます。

コロナ対策プレミアム付商品券発行後、引き続き町内業者の継続はできる対策等の検討はどうなっているんでしょうかというのをお尋ねするんですが、終了後の集計から動向調査で見えてくるものがあるのではないかと思いますので、そこらあたりの検討はどういうふうにするのか、もし、結果が出ましたらお尋ねしたいと思います。

そして、2番目は、常日ごろから町内業者を利用する呼びかけも必要ではないかと思うんです。プレミアムの場合は、どうしても町内で買いますけども、ちょっとした品物は、ともに生きていくんだったら商売人も商業者もみんな助け合って生きていかないと地域は成り立たないので、そこらあたりの呼びかけも大事じゃないかと思います。

それで、まず行政機関は町内の業者を優先して物品を購入しているか、そのことについて2点お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。プレミアム付商品券の終了後の集計から行動調査が見えてくるところがあるのではということですが、イタリアーノひらおプレミアム付商品券の発行につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により低迷した地域経済の活性化を図るために行うものでございまして、7月26日から8月31日までの間、町内にある3郵便局での販売を行い、9月10日から翌年1月31日までの間、町内の登録店舗で使用することで事業を進めていくこととしております。

郵便局での商品券の販売は、今申しましたように既に終わっておりまして、販売冊数につきましては7,836冊で、全体の約7割となっておりますが、今週末の臨時販売でさらに伸びると見込んでおります。

販売した商品券の内訳につきましては、1,000円券13枚と500円券4枚の1万5,000円分でございますが、500円券につきましては、町内に本店を有する事業者での使用に限定してございます。

現時点での販売分の経済効果は1億1,754万円で、町内本店事業者への還流分は最低でも1,567万2,000円、さらに子育て世帯を応援するため、対象児童のいる世帯に対して配布した商品券及び敬老事業として対象者に配布予定の商品券を含めると、経済効果は1億3,663万4,000円、うち町内本店事業者への還流分は最低でも2,094万7,000円と見込んでおります。

今回のように販売価格にプレミアム分を上乗せする商品券の発行事業につきましては、過去にも何度か行っておりますが、使用につきましては、町外に本店を置く大型店での使用が大部分を占めている状況でございました。このたび初めての試みとして、町内に本店を置く事業者での使用に限定した商品券を発行したことから、町内事業者への経済効果は一定程度期待できるものと考えております。

今後は、このことをきっかけとして、引き続いて町内本店事業者での消費が続くことを期待することはもちろんですが、今回商品券が使用された店舗ごとの集計を出すことにより、業種別の商品券使用状況などにつきましても、結果として確認できる部分もあると考えています。

町といたしましては、これらの集計結果をもとに、平生町商工会とも連携を図りながら、今後の町内事業者の活性化並びに産業振興策などに役立てていきたいと考えています。

それから、町内事業者を使用しているのか、利用を呼びかけていく必要があるのではないかとということでございまして、まず1点目で、町といたしましては、常日ごろから町内商工業の発展等の立場から、商工会と協調して町内事業者の利用を呼びかけているところでございます。先ほど申し上げました町内本店事業者での利用に限定した商品券の発行もこういった考えの中行っているものでございます。

今後におきましても、平生町商工会と連携しながら、町内事業者との各種取引が継続または増加するような仕組みにつきまして検討してまいりたいと考えております。

それから、行政機関、町でございしますが、物品の購入に関しましては、町内事業者からの調達に努めているところでございます。町が行う物品の購入や役務の提供などの発注事務においては、入札参加資格審査申請書の提出状況などを参考にしながら、取り扱いのある町内業者を最優先にピックアップし、競争入札ないし見積もり合わせといった選定手順を踏んで調達先を決定しております。

ただし、町内に物品の取り扱いや業務の実施可能な業者がいなければ、町外の業者も対象にすることとなりますし、取扱業者が少なければ競争原理の担保のために、町外の業者を交えて比較を行うことも必要であるとも考えております。適切な競争が町内事業者の育成、底上げにつながっていくことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） よくわかりました。なるべく町内業者、底上げをするように、活気がつくように努力させていただきたいと思います。

それから、今回、加入業者の一覧表が配布されました。多くの業者が加入され、いろんなお店が登録されて、町民も選択肢が広がったと喜んでいました。行政や商工会が協力して努力したんだろうなと思って、いかに平生町を盛り立てようかという気持ちが何か伝わってくるような気がしました。努力はしたんだなと思って感じています。

そして、お店が1店舗でも閉店すると町が寂れていくようで、本当に活気はみんなで取り戻して活気づけるのがいいかなと思いますので、そこらあたりの意識改革も合わせて、今後とも御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（中川 裕之君） 答弁はよろしいですね。

○議員（3番 中本 敦子さん） もし、町長さん、何かありましたら。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町内で買っていただけるようにできるだけお願いをしまいたいと思いますが、きょう、私、新聞を見たら、こんなの入ってまして、これ、商工会がプレミアム商品券に使ったりした場合に、いろんな商品が当たるよというようなことが載せていました。これは商工会さんがやられている事業なんで、私も初めて知った。今日、新聞の中に入って、何じゃこりゃと思ったんですが、このような形で、商工会のほうも一生懸命活動しておりますので、それも踏まえて、また町と商工会と一緒に町内の商店を盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、御協力よろしくお願いたします。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。

質問に入る前に、ジェンダー平等社会の実現に向けて、その環境整備がされつつあります。そうした中で、平生町においてもパートナーシップ条例の制定が県下の自治体の中でも先進的に検討されているというふうなことをほかの場所からお聞きをいたしました。関係されている皆さんがそうした視点で取り組まれていることについては、心より敬意を表したいと思います。

さて、実りの秋を迎えました。山口県の作況指数はやや良とのことですが、農協から支払われる仮払金や買い取り価格が前の年の2割から4割下落しているという報道が今なされております。昨年度、食料自給率が過去最低となる中で、耕作を続けられている方々に希望が持てるような農業政策が求められているように思っております。

それでは、通告に従い質問を行います。

まず最初に、町内の学校の校則についてですが、2017年の9月に大阪の女子高生が黒染めを強要され裁判を起こしたことが社会に波紋を広げ、中高生と保護者の間で校則が社会問題となってきています。そうした中で、2018年の3月の参議院で我が党の吉良よし子参議院議員が校則問題を取り上げたところ、当時の林芳正文部科学大臣が校則の見直しの必要性を認め、その際には、生徒の参加が好ましいと答弁をしております。

また、今年の6月8日、文部科学省は、校則が子供の実情や社会の常識などに合った内容になっているか絶えず見直すよう求める通知を全国の教育委員会に出していますが、平生町では、こうした通知についてどのように対応されていくのかお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、校則についての御質問にお答えをいたします。

校則は学校が教育目的を実現していく過程におきまして、その目的を達成するために必要かつ



合理的な範囲内において定められている、そういうものでございまして、児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから必要なものでございまして、また、学校教育において社会的規範の遵守について適切な指導を行うことから、校則は教育的意義を有している、このようには考えています。

しかしながら、昨今の報道等において、校則の内容やそれに基づく指導に関しまして、一部の事案において必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかと、このような指摘がされていることも理解をしておりますが、本町においては学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化から、絶えず積極的な見直しを図っていかなければならない、このような認識は各学校でされているところでございます。

このことについて、平生中学校を例に申し上げますと、校則の見直しの意見収集は生徒指導委員会で行われますが、具体的に教職員や生徒、保護者から意見がありますと、まずは生徒会役員と担当教員とで協議が行われます。そして、保護者の意見も必要な場合は反映させ、その後、生徒総会で協議を行い、職員会議を経て、最終的には教育に責任を負う校長の権限で決定をすることになります。こうして昨年度は平生中スーパークールビズとして、期間を定めた登校時や授業時の服装、安全ベストの着用についてルールの変更を行い、また、寒い時期の防寒着についてや、標準服、スリッパ、ヘルメットの色について、男女の区別をなくすなどの見直しを行っています。

加えて、今年度の生徒総会の様子をお話ししますと、状況に応じた私服登校についてと、こういうテーマで話し合いを行い、さまざまな視点からしっかりとした根拠のある意見を子供たちは述べていた、このように聞いておりまして、中学校では規則のあるなしではなく、物事の重要性から自分自身で判断することを大切にすることで、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養っております。

町教委では、校則の内容について児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、そして時代の進展などを踏まえつつ、その見直しに当たっては児童生徒の主体性を培い、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもしっかりとつながるよう、十分な連携のもとで引き続き学校を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 校則ってどうしたら変えられるのかというのが、子供たちの中では、全国的にはですよ、よくわからないというような状態もある中で、平生中学校の取り組みを今、御紹介をいただきましたが、適切にされておられるというところで理解をいたしました。

これだけ子供たちと一緒にいろんな物事を考えておられるということも聞かせていただいて、いい取り組みがされているなというふうに思いましたので、この質問はこれで終わります。

それでは、次に、高齢者などの交通対策についてお尋ねをいたします。

平生町での高齢者などへの交通対策として、私の知り得る限りにおいて、福祉タクシーに今年  
の予算で288万円、それから、今年から始まった事業だと思っておりますが、高齢者おでかけ支援  
事業に46万9,000円などが行政として取り組まれていると思います。高齢者おでかけ支援  
事業は、宇佐木のコミュニティ協議会、佐賀コミュニティ協議会で実施をされています。これと  
は別に、大野地区では社協と地区社協の間で病院への送迎が実施をされています。それぞれ特色  
を持った送迎が行われているようです。

しかし、お話を聞いていく中で、どこも共通しているのは、いわゆるボランティアで運転をし  
てもらおうということになりますので、その運転手さんの確保という点で、どこの地域でも非常に  
苦勞されていると聞いております。行政として、こうしたいろんな施策が行われているわけなの  
ですが、制度全体を見ながら、対策を立案し、協議をする場所が必要ではないかというふうに思  
っておりますが、町長の見解を求めます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

高齢者や障害者の通院や買物などの移動手段の確保は、地域での暮らしを支える上で必要であ  
り、平生町におきましても大変重要な課題だと考えております。

本町の高齢者等の移動外出支援策といたしましては、昭和56年度から障害者を対象とした心  
身障害者福祉タクシー利用助成事業を開始し、平成23年度からは要支援・要介護の認定者を対  
象に、介護サポートタクシー事業を実施してきました。この2つの制度につきましては、助成対  
象者の重複や割引料金の相違等の課題があり、所管する2つの課で課題解決に向けて利用整備な  
どの協議を行い、平成31年度以降は福祉タクシー助成事業に一本化することで利用者の利便性  
の向上を図ってまいりました。

また、地域の高齢者等の移送サービスにつきましては、これまでは町内4地区でコミュニティ  
協議会等が無償運転ボランティアによる高齢者福祉サービスとして取り組んできたところです。  
核家族化やライフスタイルの変化が進み、高齢者の移動外出支援のみならず、高齢者の日常生活  
における多様な生活支援も必要とされており、本町でも平成30年度から生活支援体制整備事業  
を開始し、生活支援コーディネーターと協議を重ねて、地域ニーズを踏まえた多様なニーズに対  
応するような施策立案を行ってまいりました。

今年度からスタートした有償ボランティアによる地域住民と行政の共同事業であります、平生  
町高齢者おでかけ支援事業も施策立案した中の一つであり、既に佐賀、尾国地区と宇佐木地区で、  
この事業を開始しているところでございます。現在、所管課において、移動外出支援策を含んだ  
高齢者の生活支援体制のさらなる整備に向けた取り組みを行っておりますが、関係する団体や主

管課以外の部署とも緊密に協議・連携を行い、事業の進展が図られておりますので、現状では全体を見ながら対策を立案・協議する専門部署の必要性はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほどの答弁の中で、有償ボランティアでというふうに言われるのですが、有償といっても、話を聞くと、自宅から車がある場所まで車を取りに行く間の往復の交通費と、それから本当に希望者のところに行って、運転をして病院だとかスーパーだとかに連れて行って、連れて帰ると。そういう間の分は、お茶代ぐらいとかいう話で、一月ずつ払いましょうかと言ったら、いや1年間まとめてでいいと言われるような金額だから、一月ずつもらっても、それはどこへ行ったかわからないぐらいの金額だろうと思うのですけど。

だから、確かに全部が全部ボランティアだったのが、車を取りに行く間の交通費とかは見てもらえるようになって、それは助かったという話はそうなんでしょうけど、まだまだボランティアの域は出ていないような気がするんです。そういう中で、本当にどこも運転手さんを探すのに苦労をされておりますので、確かに、今、そういう部署は必要ないというふうな答弁でしたが、それはそれでも全体の組み立てができれば、それでいいと思うのですけれども、全体の、3つの地域のそれぞれの送迎のサービス事業について、それを見ながら対応できるような部署はいるのではないかと思うし、それは実際、今あるということなんですか。そうであるならば、そうした宇佐木や佐賀で行われていることとか、大野で行われていることも、いろいろみんな苦労しながらやっておられて、先の展望という点では、運転手さんを見つけ出すという点では苦労されておりますので、そういうところをサポートできるように、行政として取り組んでいただけたらと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 基本的に、今年度からですけども、有償にして、ボランティアでやられる方、地域コミュニティの方にとかがございますが、その人たちと平生町が取り決めをしてやっているわけであって、今後、もっとこうしてほしいとか、いろいろな話し合いができる状態になっておりますので、この辺も含めて見てほしいとか、こういうのがいるんじゃないかとかいうのは、うちの担当課のほうと、よく相談して、今年度はずくったばかりですので、これがうまくいくかどうかも含めて見ていきたいし、まだ町内で全体ではないですから、それらも含めて、協議をしっかりしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 最後の今の件では要望だけ。それぞれの3つの地域での移送サービスというか、そういう部分について、それぞれの地域の相談に、よく行政として乗ってあげながら取り組んでいただければということをお願いして、この質問は終わります。

それでは、次に再生エネルギー大量導入への課題ということで質問いたします。国際的な気候変動対策、また脱炭素社会への移行が待たなしの課題ですが、平生町においては、風力発電がいち早く設置され、現在は太陽光発電のパネルが町のあちこちに見られる状況になっています。そうした中で、「住宅の真ん前にパネルが設置され、照り返しが心配」、「これからも耕作を続けたいが水路は大丈夫だろうか」など、多くの声を耳にいたします。

全国的にもメガソーラーを中心に、太陽光発電の普及により、さまざまな問題が生じています。今年の通常国会では、梶山経済産業大臣は2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再エネの主力電源化を進めていくことに当たって、地域に根差した再エネ導入拡大を進め、地域住民の信頼を獲得していくことが重要だと答弁し、地域共生を円滑にするための条例策定を検討したいと答弁をし、自治体の条例策定をサポートする考えを表明されております。

今、全国では、2020年度の時点で134の自治体、最新の7月29日の時点では、156自治体が再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例を制定しているところですが、本町の現状を考えると、全国の条例を検討し、対応が必要ではないかと思いますが、町長の考えをお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それではお答えいたします。

本町での再生可能エネルギーの取り組みは町内への風力発電所の建設や公共施設への太陽光発電設備の導入、町内の住宅用太陽光発電設備への導入補助など、地球温暖化防止を目的としたクリーンエネルギーを導入するという意味において推進の立場から取り組んでまいりました。

しかしながら、平成23年に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法が成立し、事態は少しずつ変わり始めまして、農地転用可能な農地が多い本町の地域特性を背景に、民間の太陽光発電所が多数建設されるようになってきたところです。

このことにより、太陽光発電事業者が全国から本町へ流れ込み、中には利益を優先するあまり、防災・環境上の懸念等をめぐり、地域住民との関係が悪化する事業者が出るなど、さまざまな問

題が顕在化することとなりました。再生可能エネルギー発電所の設置は、法による制限がない限り、土地所有者と発電事業者の契約により進められることになることに加え、国においては推進の立場から制度が組み立てられていることから、なかなかその抑制を行うことは困難な状況です。とはいえ、本町では、このような状況を憂慮いたしまして、現在、法で事業者が受けることが可能とされている固定資産税の優遇措置につきまして、野立ての太陽光発電施設については除外することで、その抑制を試みているところです。

しかしながら、本町のみでの独自措置では、国の提唱するカーボンニュートラルにより追い風を受けている事業者からは、町に対する苦情が寄せられるのみであることから、ある程度、広域的な対応が必要であると判断しているところでございまして、現在、県に対し、山口県太陽光発電施設の安全な導入に関する条例の制定を要望しているところでございます。

本町の見慣れた風景が、太陽光発電施設に変わっていくことは、私としても決して喜ばしいこととは思っておりません。そういった意味において、景観や都市計画、自然環境、生活環境、災害の防止など、多角的な視点での判断が必要であると感じているところでございますが、現行法上、設置に支障がないものに対し、禁止区域や抑制区域を設けていくことは、区域内の土地所有者に対し、合理的な説明を行っていくことが必要であるとも考えております。

また、国が強力に推し進めている地球温暖化対策としての再生可能エネルギー施策との調和についても考えていかなければなりません。今回、御提案いただきましたことにつきましては、今後、どのような体制で進めていくかということも含め、全国の事例を調査しながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 全国の事例も注視しながら考えてみたいということと、それと県に対しても要望は出しているということでありました。私、こういろいろ調べてみて、どこのがいいのかなと思いつきながら見ましたら、埼玉県の川島町という町が埼玉県のど真ん中のへんにあつて、荒川のずっと上流で、町全体が平生町の平野部みたいな感じで、農業が盛んな地域だというふうに紹介されておりました。そこでは町長が、全町が規制区域だということで、全町について、町内のいかなる地域でも太陽光発電を設置する場合に、適正な維持管理をして、草刈りとかもちゃんとやりなさいよとか、それから負の遺産は残さないことということで、事業をやめたら、後片づけをちゃんとしなさいよとか、そういうことを中心にした規制なんですけど、規制ということになるのか、ある程度、条件をつけて設置を見合わせるというような形になるかとは思いますが、そういう形なども、それこそさっき言われた固定資産税の優遇措置を排して、少し設置を見合わせるというような効果もあるのではないかというような感じで、いろんな形で、つくら

せないということには、そう簡単にはならないと思いますので、いろんな条件をつけることによって全体として乱立を防ぐというような形でやっていただければというふうに思っております。この件については以上で終わりたいと思います。

それから、最後になるのですが、先ほど中本議員からも同じような質問もありましたけれども、あまり重ならないように思いますので、質問をいたします。

8月12日から15日未明の間の豪雨は、352.5ミリに達し、町内では6カ所の被害が確認をされています。この間、連日のように大雨洪水警報が出され、テレビをつけると、「これまで経験したことのない豪雨となるので安全を確保してください」というのが一晩中流れているような状態でした。本町では、この間、どのような体制で、この豪雨に臨まれたのか。そのことをまずお尋ねいたします。

それから、14日の朝、私、柳井市に行ったときに、柳井市の中央公民館は避難場所の看板が掲げられて、こうこうと電気がついておりました。まあ、明るいんですがね、もう。避難所になっていましたけど、本町で避難所が開設されたのは14日の16時だったと思いますが、これでは大雨の岬の見通しがついたころではなかったかと思うのです。15日の朝の2時ぐらいには雨はやんだのではないかと思いますので、何にしても避難所の設置の対応が遅過ぎたと私は思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、12日から15日の間の豪雨について、どのような体制で臨んだのかということでございますが、8月12日からの大雨につきましては、12日、午前6時3分に下関気象台より山口県気象情報として対馬海峡付近に停滞する全線に向かって、温かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になっており、前線の活動が活発となると見込まれ、13日以降も非常に激しい雨が降り、大雨になるおそれがあるとの通知がありました。

これを受けまして、午後に山口県から大雨に対する警戒態勢について、今後の大雨に関する情報の収集、伝達に万全を期し、職員の参集配備態勢を確立しておくとともに、防災関係機関との連絡体制を確認すること等の通達がありました。

本町には、12日の午前5時53分に大雨注意報が発表されており、同日午後3時54分には13日未明までに大雨警報、土砂災害に切り替える可能性が高いとの予想が発表されていたため、警戒発表時に配備となる総務課及び建設課の職員は勤務時間外においても警報発表に備えていました。

その後も、雨は降り続き、13日、午前7時55分に大雨警報、土砂災害ですが、及び洪水警報が発表されたため、地域防災計画に定める配備の基準により、警戒態勢を第二警戒態勢に移行

し、災害時に備えました。

同日、夕刻・夜間の防災対応について判断するため、下関気象台ホットラインに本町の今後の見通しについて確認したところ、13日夜の初めから夜遅くにかけて、強い雨雲がかかり、その後、翌14日の午前中にも強い雨雲がかかる見込みであるが、いずれも警戒レベル4、避難指示相当である土砂災害警戒情報の発表基準ではないとのことであったため、第二警戒態勢の配備態勢である総務課2名、建設課4名を配備し、避難所の開設は見送り、消防団本部団員に夜間の水防出動の可能性もあるとの周知にとどめました。

気象予報については、逐次、情報収集し、対策に当たっておりますが、14日から15日にかけての予報が山口県内では土砂災害の危険度が非常に高くなっているところがある上、14日夜から15日の明け方にかけて雷を伴った激しい雨が断続的に降る予報となっていたため、これに備えて避難所の開設を14日、午前10時に決定いたしました。合わせて、開設する避難所は平生まち・むら地域交流センター及び佐賀地域交流センターとして、開設時間は自主的に避難される方が明るいうちに避難できるよう、午後4時から、また、開設の周知については午後2時に行うよう関係職員に指示をいたしました。

避難所開設の周知については、午後2時に防災行政無線による放送、防災メールの配信、ホームページへの掲載により行い、午後4時の開設時にはヤフー防災アプリによる配信を加えたところです。

避難の状況は、平生まち・むら地域交流センターに避難された方はいらっしゃいませんでした。佐賀地域交流センターには14日、午後8時15分に1世帯4人が避難されましたが、翌日15日の明け方には雨も弱まり、午前4時56分に洪水警報も解除されたというのもあり、午前6時10分に退所されました。

15日、午前11時15分に大雨警報は解除され、第二警戒態勢は廃止となりましたが、15日には建設課を中心に町内パトロールを実施し、被害状況の把握に努めました。町道平生中央農道の一部崩落などがあったものの、幸い人的被害はなく、安堵したところであります。

避難所開設が14日の16時ということで、遅いのではないかとこの御質問でございますが、このたびの大雨による本町における豪雨の状況は、大雨注意報が発表された12日から大雨警報が解除された15日までの総雨量が350ミリを超える雨量となりました。幸いなことに、土砂災害警戒情報の発表基準には達することがない見込みであったため、14日まで避難所の開設はしておりませんでした。14日の気象予報が14日の夜の初めから15日未明にかけて、激しい雨が降る予想となっていたことから、14日までに相当量の雨が降っており、土壌雨量指数も高くなることが予想された為、14日午前10時に午後4時からの避難所開設を決定いたしました。

この避難所開設の判断について、適切であったかと問われれば、適切な判断をしたと考えております。ただ、率先避難に取り組んでいく上で、避難所へ避難するという選択肢を早いうちから考えられるよう、もっと早く開設してもよかったのではないかと考えているところです。

今後、住民の皆さんが危険だと感じたときに、すぐに避難するという判断ができるよう、適時適切な情報の提供と避難所を開設することで、避難する場所があるという安心感を提供するよう、適切な時期の開設を判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の答弁で、大体、理解はできるのですが、ここに平生町地域防災計画、私、いただいているものがあるんですけども、これで気象災害の場合の態勢というのは、どういうときにどういう態勢を取るのかというところで、例えば、地震の場合であったら、震度3の地震が発生したら第一警戒態勢とか、それから津波の場合だったら、山口県瀬戸内海沿岸地区に津波注意報が発令された場合は第一警戒態勢と、こういうふうになっているのですが、気象災害の場合は、風水害対策、台風対策を含むということで、第一警戒態勢を組むときの基準というのが明確でない形になっているんですよ。だから、ここは警報が出たら第一警戒態勢、それから、今、警報よりもっと上の分がありますよね、特別警報とかというのが。そういうようなのが出れば、第二警戒態勢にするとか、そういうふうに明確にされたほうがいいのではないかとというふうに思っています。ただ、これは計画であって、皆さんが仕事をされる場合にマニュアルか何かを持っておられて、そこで明確になっているというんだったら、また話は別で、それを示してもらえたらというふうに思っております。

それと、あともう一つは、遅過ぎると言われれば、そうであったかもしれないということではあるんですけど、テレビで避難所の開設の情報がずっと流されていましたが、平生町の場合は洪水警報が出ているのに、なかなか出ないなというふうに危惧していたところなんですけど、住民が安心して避難できる場所があるというのは、大変大きなことだと思うし、行政のほうが、世間ではお盆休みのさなかでありながらも、そこまでやってくれるのかという安心感というか、行政への信頼にもつながると思いますので、できるだけ早めにですね、ある一定の基準を設けて避難所の開設をされるというのがいいのではないかと思います。

ただ、先ほど答弁にありました352ミリという雨であったけど、川とかいう部分については、大分、余裕がありました。だから、これからは土砂災害のほうが怖いよねという話も14日にしたような気がするんですけど、そういうことも踏まえて避難所を開設されたというのは、それはそれで納得がいく話だったとは思いますが。

そういう点で、風水害に対しての警戒態勢について、どういう場合にどうするという、明確な



基準を示されるようにしたほうがよろしいかと思いますが、その点はどうかということと、避難所の開設は早めにということで、再度お尋ねだけをしておきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 態勢の整備につきましては、細かいものがございますので、お見せいたします。

それから、避難所の開設ですが、確かに私も放送で見えて、平生町はなかなか出ないなというふうに見ていました。これは先ほど申しましたように、山口県に通知して、山口県が各放送局のほうに流すわけですが、多分、うちは4時に開設しているけれども、かなり遅く出ていましたので、タイムラグもあるのかなというふうに思っています。ただ、実際は何時だということがございますし、先ほども申し上げましたとおり、避難所が開いているというだけで、安心安全な気持ちになっていただくということもございますので、なるべく適切に避難所の開設をしたいと思っております。ただ、早く開けたほうが良いというものでも、これ、ございませんので、その辺は十分考慮して、いつ出そうかということを実際に考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（中川 裕之君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から議案第43号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」までの件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 全部一緒に言ったほうが良いんですね。国保の特別会計とかも。

○議長（中川 裕之君） 41号から43号までを一括ということですよ。

○議員（6番 赤松 義生君） わかりました。12ページの財産管理費についてなんですけど、コロナ対策の地方創生臨時交付金1億4,350万9,000円と一般財源1億5,221万6,000円を合算して、財政基金に約2億9,500万円積み立てられております。それで、先ほど、決算の副町長の説明の中で最後に、財政調整基金が令和2年度決算で2019年度に比べ

て1億幾ら減少をしたと。それは、新型コロナ対策の臨時交付金で事業をしていたら、年度末で一旦、国に返してくれと言われて、返した部分の手当てをして、それについては、今回、新たに国から交付されたので、それを積み立てますと、こういう内容のようだったというふうに思います。

それはそのとおりなのでしょうが、私も正確に、そこまで計算はしていなかったもので、何とも言えないところなんですけど、せっかくコロナのことで給付をされた臨時交付金なので、感染対策という点では、ワクチン接種と休業補償は一体にとかいう部分では、かなり充実はしてきたと思うのですが、ただ、PCR検査の実施については、まだまだ十分ではないように思います。特に社会的検査というか、学校だとか保育園だとか、高齢者施設だとか、役場もそうなんですけど、そういうところでの社会的検査について、国がまだ十分に手当てをしていないという中で、こうしたコロナ対策の臨時給付金を使って社会的なPCR検査の実施をするようなところでも使ったらいいのではないかとこのふうには思っております、質問をいたしました。

それから、もう一つ、新庁舎の整備事業で、委託料として803万円組まれております。庁舎内の庁舎の案内看板等の作成業務ということなんですけど、私も特別委員会的时候に、当初予算ではどれだけ見込まれていたのか、今までのところで看板についてはどれだけ見込んでいたのかと言ったら、100万円という答弁がありました。今まで庁舎の建設は10億円ぐらいから始まって、それから今まで補正があって、今、12億程度のところまで膨らんできているのではないかと考えています。これまでの追加のやつについては、例えば、発電機が古くなって使えないから、それを新しいものにやりかえるとか、どうしても役場の機能を最低限維持していくためには必要な補正だったと思って、私も賛成をしてきました。ただ、庁舎内の、ここが総務課ですよ、ここが何課ですよというような案内については、ここまで使わなくても必要最低限のものでいいんじゃないかというふうに思っております。

それと、次に、国保の補正についてなんですけど、令和2年度の決算で600万円少しの剰余金というか、黒字が出て、それと財政安定化支援事業で国から入ってきたお金とか、約2,300万円程度、基金に積み立てるという話でした。そうすると、基金は9,800万円ぐらい残っていたと思うので、1億2,000万円ぐらい基金が残ろうかと思っておりますけど、その基金を使って来年度の事業をするようになると思うんですけど、今、平生町の国保は全県の中でも群を抜いて安い金額になって、社会保険料並みとまではいかないにしても、それに近いぐらいの水準になっているのではないかと思います。そういう中で、来年も同じような水準を維持しようと思えば、今度の2,300万円の積み立てと、今までの基金と合わせて1億2,000万円ぐらいを皆使わないと同じ水準は維持できないと思っておりますけど、来年度の事を聞くようになるんですけど、どのように来年度の国保について、その基金を活用して……。決算で言うべきかもしれませ

んけど、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

まず、コロナの交付金でございますけど、これにつきましては、もちろん、まだまだ全てできているとは私も思っておりません。これから先、必要な経費も出てくるでしょうから、これはもう国のほうにぜひともまだ必要だということを十分お示しして、県を通じてになるのか、町村会を通じてになるのかは知りませんが、いろんなところを使ってですね、まだまだ町村にはコロナの交付金は足りていないということを言ってまいりたいと思います。これはもう言い続けるしかないと思いますが、そのような形でやっていきたいなと思っております。

それから、新庁舎の案内板でございますが、私、基本的にはこれが肝なんじゃないかなと思うんです。というのも、町民のサービスなんですよね。ほかのところは庁舎の使い勝手とか庁舎のあれなんですけど、一番町民が来て、何を使うかと言ったら、そこだと思うんですよね。入ってどこに行きゃあいいんだ、どこに行くんだというような形になるんで、やっぱり町民に対するこれはサービスだということの一角だと私は捉えておまして。なるべく町民の方が入ってきて、当然、わからなければ職員に聞けばわかるわけですからいいんですけど、ただ、そうはいつでも、入ってきて職員を探してというんじゃないで、ああ、こっちだなんていうのがわかれば、これは私は町民に対するサービスだろうというふうに認識をしております。したがって、ちょっと高額にはなるんですけど、ぜひとも案内板の設置をお願いしたいなというふうに思っております。

国保につきましては、ちょっとまだこれからなんで、来年のことは今どうのこうの言えません。はっきり申し上げまして、まだ全然決まってないわけですので、どうするかなんていうのはまだないんですが。

ただし、今と同じぐらいの安さをずっと続けていったら、なくなったときに、どんと上がるわけですから、そのときに、なんじゃこりゃという話になるから、その辺はこう、うまく、徐々にとか、ということを考えながら、最後になくなったときの落としどころも踏まえて、来年度予算も検討していかなきゃいけないなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長は案内板が一番肝心なんだというふうに言われるんですけど、それは何といいますか、やっぱり必要最低限で、もっと経費をかけずに、僕はこれはやるべきだというふうには思うんですよね。

ただ、役場に来られる人でも、行くところがわかってたら、総務課に行かないといけない、これは経済課に行かないといけないというのがわかってたら、なんていうことないんですけど、ど

ここに行ったらええんか、どこの課が受け付けてくれるんか、扱ってもらえるんかわからんというのが、やっぱり結構多いんじゃないかと思うんですね。そういう場合は、どうしても職員の方が親切に、ああ、これだったらここですよって案内をするというような形になると思うんですけど、そういう形で私はある程度やれるんじゃないかなあというふうに思うので、どうもこの分については納得がいけないということだけは表明しておきます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 歳入の8ページ、地方交付税の増額、補填額1億3,889万6,000円、これ当初予算からずいぶん増えておるんですが、これ理由をちょっとお伺いしたいと思うんです。

それと、10ページ、篤志家からの寄附金が1,000万円。大変ありがたいことで、感謝をしなければならないと思っています。

ところが、いただいた方の意向というのがちょっとよくわからないんですよ。なぜなら1,000万円を、500万円を公共施設の建設費に、500万円を教育委員会の総務費に割り振っておられる。これがいただいた方の意向を反映しているのかどうかということも、ちょっとお伺いしてみたいんです。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 地方交付税の増額はなぜかというのにお答えしたいと思うんですが、まずデジタル型社会の構築が何かに新たに盛り込まれた、地方交付税の中に、普通交付税に、なので、それは結構な金額です。4,000万円か5,000万円近くあったというふうに記憶しております。

それから、少子高齢化じゃなくて、お待ちくださいね。（発言する者あり）

申し上げますけど、増額の要因としては地域デジタル社会推進費の創設、それと会計年度任用職員制度の平年度化などが主な要因でございますというふうにお答えしました。これ、さっき言った創設とかでございますので、これ、どこの市町も増えています、全体的に。うちは1億何ぼですけど、今、大体そのぐらい付近で、もっと人が多いところは多いんでしょうけど、その付近で増えております。

あと、1,000万円の寄附につきましては、副町長からお答えさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） 提案理由の説明で、町長のほうから、匿名の方から、町へ恩返しをしたいということで1,000万円の寄附を受けたというお話をさせていただきました。

これはなぜ庁舎に500万円、教育委員会、学校等へ500万円なのかということにつきましては、いろいろ私どもも考えさせていただきました。で、最終的に結論として、こういう形を取

ったわけですけど、そこに至るまでは、我々の案を、当事者といいますか、寄附をされた方に意向の確認をさせていただきました。こういう形で、今、一大プロジェクトである庁舎のほうにお願いしたい、そしてまた、今後の平生町を担う人材育成のために使わせていただきたいということで、寄附をしていただいた方の御意向確認、御承認をいただきましたので、こういう形で計上させていただきました。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 交付税の件です。

財産管理費で新しく、2億9,572万5,000円基金に積み立てることになっております。そのうち、財源は、先ほどの昨年コロナで使った一般財源分はほとんど国が見てくれて、1億4,300万入ってきたと。これはしたがって全額基金に戻しますよと。それはそれでいいんです。

あと、一般財源が1億5,221万6,000円ですね。その交付税が1億3,889万6,000円と、これを引いた後、繰越金などから1,332万ぐらいが入れられておると思うんですけど、計算上ですよ、ほかに移動はありませんから、なっています。

それで、ちょっと調べてみたら、この1億3,000万の地方交付税の中には、いわゆる先払い分といいますか、先ほど町長からありましたように、デジタル社会を構築するために当面あげておきますよと。これはちょっと私心配でいけんですよ。これは基金に積み立てておる。それから、これは本当の基金の増額にはならんのですよね。もうちょっとほど預けときますということになりますからね、このうち幾らか知りません、かなりの部分らしいんですけど。

そうすると、これが本当に基金に値するののかということに今度はなってくるんですけども、もう、これから先、支出決まるとるわけですからね。これが心配なんです。将来、デジタル事業をやったときに、いや、もうあげておりますよということになるのかどうか。これはちょっと困るんですよね、財源的にも。自動的に基金から崩して財源をつくるということになりますから。むしろこういうものは補助金でちゃんとはっきりしてくれたほうが良いような気がするんですよ。財源的に見通しも含めて。そこのところ私はちょっと理解できませんので、ちょっと意見をもう少し、町長の考えも聞いておきたいと。本当の基金の魅力が薄れてしまうんですよ。これ、もう、目的財源積み立てみたいなものですから。ここのところが心配なんですけどね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） デジタル型社会に対応するものということではいただいておりますが、中身はちょっと私にもわかりません。ちょっと総務省に確認します。どういうもののために積んだのかということは、確認させていただきます。

それから、交付金か補助金か何かそちらのほうにすべきじゃないかということなんですけど、

これはずっと地方公共団体が言っていたのは、自分の財源はひも付きじゃなく、何にでも使える地方交付税にしてくれとずっと言ってきた話でございますので、多分方向性としては、その方向性にしていただいているんじゃないかなというふうに思っていますので、ちょっとさっき言ったように確認したいと。どういう事業に使うのか、もう目的が決まっています、これなんだよっていうのであれば、それは先ほどおっしゃったとおり、そういうふうな配り方していいんだらうけど、交付税にしている意味というのをちょっと確認しないと、私のほうでもわからないので、それを確認した後、またお知らせいたしますので、ちょっと今回、今のところ保留にしておいていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。3時5分再開とします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 匿名のありがたい方には大変感謝をしています。そこまでやっておられたら安心ですが、小さいことはまた委員会で聞きたいと思います。

それから今の交付税の問題は、事前のヒアリングの段階で大変心配になりましたから、問題提起しました。はっきりよく確認されてから、そういう可能性もありますんで、そうすると基金の性格が変わってくるという面もあります。十分に調査をされて、また報告をお伺いしたいと思いますので、大変、議案のヒアリングの中で心配になりましたので申し上げました。これだけ申し上げて終わりです。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号「平生町章制定条例の一部を改正する条例」及び議案第45号「押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号「工事請負契約の締結について（変更）」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算認定についての質疑を行います。

認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第5号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」から報告第18号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告について」を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月10日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第34「決算特別委員会の設置」、日程第35「委員会付託」を追加いたします。

---

#### 日程第34. 決算特別委員会の設置

○議長（中川 裕之君） 日程第34、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く9名の議員を委員とする決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの件を審査する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子

議員、河藤泰明議員、村中仁司議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村武央議員、中丸和則議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの9名が決算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を15時20分といたします。

午後3時11分休憩

.....

午後3時19分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま決算特別委員会を開催し、委員長に岩本ひろ子委員、副委員長に中本敦子委員を互選したとの申し出がありましたので報告いたします。

.....

### 日程第35. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第35、お諮りいたします。議案第41号から議案第46号及び認定第1号から認定第7号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決しました。

.....

○議長（中川 裕之君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月24日午前9時から行います。

午後3時20分散会

.....



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 村 武 央

署名議員 中 本 敦 子

---

令和3年 第9回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和3年9月24日 (金曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和3年9月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第41号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第42号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第43号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第44号 平生町章制定条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第45号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について (変更)
- 日程第8 認定第1号 令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和2年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 魅力ある議会づくり調査特別委員会委員長報告
- 追加日程第1 議案第47号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第16 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第2 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

日程第19 請願審査報告 平生町学校給食基本構想に関する請願

日程第20 議員派遣について

日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第41号 令和3年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第42号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第43号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第5 議案第44号 平生町章制定条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第45号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について（変更）

日程第8 認定第1号 令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第10 認定第3号 令和2年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 令和2年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第12 認定第5号 令和2年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第13 認定第6号 令和2年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

日程第14 認定第7号 令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第15 魅力ある議会づくり調査特別委員会委員長報告

追加日程第1 議案第47号 令和3年度平生町一般会計補正予算

日程第16 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第2 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め  
る意見書

日程第19 請願審査報告 平生町学校給食基本構想に関する請願

日程第20 議員派遣について

日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

出席議員（11名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	6番 赤松 義生君
7番 河藤 泰明君	8番 岩本ひろ子さん
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 村中 仁司君
13番 中川 裕之君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君	書記 園崎 宏史君
-----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	浅本 邦裕君	副町長 ……………	高木 哲夫君
教育長 ……………	清時 崇文君	会計管理者 ……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			中尾 和正君
地域振興課長 ……………	星出 一明君	町民福祉課長 ……………	淵上万理子さん
税務課長 ……………	池田 真治君	健康保険課長 ……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………			吉岡 文博君
建設課長 ……………	友田 隆君		
教育次長兼学校教育課長 ……………			河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 ……………			三村 直子さん
総務課主幹 ……………	横田 佳幸君		
総務課長補佐兼財務班長 ……………			久保 秀幸君

---

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

ここで浅本町長から発言を求められておりますので、許可いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。発言を許可していただきまして、ありがとうございます。

実は9月9日の質疑の中で平岡議員から、普通交付税の中の地域デジタル社会の推進費について、これはどのようなものかというお話がございました。それで、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、国のほうの創設の意図でございますが、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体においては地域の実情を踏まえ、デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援、地域におけるデジタル人材の育成・確保、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化などに速やかに取り組んでいただくため、令和4年度までの2カ年、一般財源として措置されるものであります、ということがございました。

本町といたしましては、普通交付税に措置されました一般財源を地域の実情を踏まえ、デジタル化に向けて有効的に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

---

### 日程第2. 議案第41号

### 日程第3. 議案第42号

### 日程第4. 議案第43号

### 日程第5. 議案第44号

### 日程第6. 議案第45号

### 日程第7. 議案第46号

### 日程第8. 認定第1号

### 日程第9. 認定第2号

### 日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から日程第7、議案第46号「工事請負契約の締結について（変更）」及び日程第8、認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第14、認定第7号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの件を一括議題といたします。

これより、所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第7号までの件を付託した決算特別委員会の報告は省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の御報告をいたします。

総務厚生常任委員会は9月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算、条例についての議案は全て、全会一致で可決すべきとなりました。

議案第41号について、新庁舎整備事業に係る庁舎案内板等作成設置業務の内訳等の詳細について説明を求め、執行部側からは、住民サービスや来庁者への配慮の観点から重要な機能の一つであり、最優先する必要がある旨、説明がありました。これに対して委員からは、住民の利便性を熟慮された上での今回の提案であり、案内板がもたらす効果と別途職員が案内する場合の公務における継続性や効率性などを比較考量すれば、結果的には費用に見合うだけの効果はあるのではないかという考えが示されました。また、課の編成が変更になった時はどのようなのかとの質疑に対しては、案内板に関しては、マグネットシートを使用しているためメンテナンス性に富み、課の変更にも対応できる旨、回答がありました。

議案第44号については、町章の色の指定についての質疑があり、例規には、一般的に用いられるえんじ色と表記している。正式にはワインレッドとなるが、この色味を運用上指定することとなるとの回答がありました。

議案第42号、43号、そして、45号については、質疑はありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は9月17日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の中山間地域振興事業の交付金の対象について質疑がなされ、新規ではなく、今年度再開された集落であるとの回答を得ました。

また、水産業振興費の水産振興対策事業費の補助金の内容について質疑がなされ、海水揚水ポンプの設置費の補助とコロナの影響による漁協の水揚げの減少に際して、経営安定化に資するため、支援をしたものであるとの回答を得ました。

観光費の看板撤去業務について、立て直す予定はあるのかとの質疑がなされ、従来の内容での立て直す計画はないとの回答を得ました。

土木総務費の住宅・建築物耐震化促進事業の財源に関連して質疑がなされ、国の制度変更により、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業と名称を改め、事業の対象となる施設へ町を経由して補助金が支払われるようになったとの回答を得ました。

中学校費の学校管理費のプール分析調査の手数料の内容について質疑がなされ、手数料はプールの全面塗装をする際の、剥離された従来の塗装の処分方法、処分料積算のための費用であるとの回答を得ました。この議案に対しては賛成討論がありました。

議案第46号「工事請負契約の締結について（変更）」では、変更理由について質疑がなされ、開削工事区間の取りやめと入札減により、推進工事を30メートル延伸するものである旨の回答がありました。

平生町学校給食基本構想に関する請願の審査については、紹介議員へ願意について説明を求め、審査を行いました。審査の結果、委員会において、地域経済への影響に関する資料等の提出を執行部へ求め、閉会中の継続調査とすることとなりました。

以上が主だった内容です。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第41号から第43号に対する反対討論はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について、反対の討論をいたします。

新庁舎整備事業費の1点で討論をいたします。

私は、当初、新庁舎の建設予算については反対をいたしました。しかし、その後の補正については、庁舎としての機能を確保するものであり、反対はしませんでした。しかし、今回の案内看板等作成設置について、800万円をかけるのはいかがなものかと思えます。案内看板で全てが解決するわけではありません。どこの部署に行けば、事務を取り扱っていただけるのかわからない方は職員の方に聞くしかありません。私の経験では、どこの庁舎でも親切に案内をさせていただきます。これが一番大事なのではないでしょうか。

当初は100万円程度の見積もりであったようですが、当初のままではと言いますが、適正な金額に抑えるべきであります。

以上で討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） それでは、議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、歳出予算の2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費、24節、積立金の財政基金、2億9,572万5,000円の増額補正についてですが、その財源内訳が一般財源の1億5,221万6,000円に加え、歳入予算の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、1節、総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億4,350万9,000円的全額が充てられていることを評価いたします。

これは、2月補正時における暗黙の約束事であったと思いますけども、基金を取り崩しますが、改めて積み戻します、というこのときの判断を履行されたものであります。従来であれば、国庫補助金においては、積立金等の財源に充てることは困難であると、自分なりに理解をしていました。今回の補正では現行予算にて実施予定である交付金事業の財源内訳に補正を加えることなく、全額を基金に積み立てることで、住民サービスを低下させることなく、将来の財政需要に備えることができました。

今夏の豪雨による災害対応に基金の充当が図られていますように、地球温暖化に伴う気象事象に向き合うことが不可避の時代でもあります。それだけ職員の皆さんにはひとときの安堵の時間もないかもしれませんが、引き続き絶え間ない努力をお願いしておきたいと思えます。

次に、歳出予算の2款、総務費、1項、総務管理費、8目、新庁舎整備事業費、12節、委託



料の庁舎案内板等作成設置業務、803万円の増額補正についてです。執行部からは8月19日の新庁舎整備調査特別委員会、9月9日の本会議、9月16日の産業文教常任委員会でそれぞれ説明がありました。

確かに決して安価な金額ではありませんが、これは、今の時代に新たな庁舎を整備するのであれば、ユニバーサルデザインの考え方からしても、欠かしてはならないものであると考えます。また、新庁舎整備に係る住民アンケートの意見や多くの方々からいただいた新庁舎整備事業への多額の特定寄附の使途の一つとして考えてみても、住民サービスのスケールアップとしての意味は十二分にあると考えます。

住民の方がそれぞれの用務で庁舎にお越しの際、誰に尋ねることなく、目的の窓口まで普通にたどり着ける庁舎であってほしいと思います。とはいえ、職員さんの親切丁寧な対応も必要不可欠のものであるということは、申し上げることもありません。

ユニバーサルデザインによるものと職員さんの接客がマッチすることで、住民の方々にとってはわかりやすい、利用しやすい庁舎を目指すということを担保に、令和3年度平生町一般会計補正予算について、賛成討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第41号から第43号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第44号から第46号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第44号から第46号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から第7号に対する反対討論はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算について」、反対の討論を行います。

2020年度を振り返ってみて、新型コロナの世界的な流行の中でその対応に苦労された年であったように思います。そうした中で印象に残るものとして、特別定額給付金事業において、住民に対し、確実に早く届く体制をとられ、円滑に給付が進んだこと、また、独自の施策として、子育て世代を重視した対応を行われたことは評価すべきものと思っています。

また、通常の前算執行の中で、産科医確保支援事業、児童クラブ環境整備事業、都市公園遊具施設改修事業、給食施設衛生管理及び労働環境整備事業、さらに、福祉医療対策乳幼児において所得制限が撤廃されました。

以上を考えると、基本的には評価すべきものと考えます。町長初め、職員の皆様の奮闘に敬意を表するものであります。

しかしながら、地方自治体の前算には、どうしても国の施策を反映せざるを得ない部分があります。そうした中で、マイナポイントを付与することにより、マイナンバーカードの普及が図られてきましたが、この制度は政府が所得や資産、税や社会保障給付などの個人データを一括して掌握することにより、社会保障給付の削減を進めようとするものであり、認められません。

森林環境贈与税の基金への積み立てについて、その原資は2023年度に東日本大震災の復興のための税を翌年から名前を変えて財源とするものであり、あまりにも安易な方法です。

最後になりますが、世界の国々の中で、日本は労働者の賃金面では伸びておらず、そうした中で、今では時給1,500円の実現が話題となっています。人事院の勧告とはいえ、地域の労働者の賃金にも影響を及ぼし、職員の士気にも関わる期末手当の減額には賛成できません。

以上、3点を理由として、私の反対の立場の討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山 宏充君） 認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」、2つの視点、第四次総合計画最終年度であること、そして、決算の収支状況からの2つの視点から、また、理由を述べて、賛成討論といたします。

1点目です。第四次総合計画最終年度という視点から申し上げます。令和2年度一般会計歳入歳出決算についてはプラスの評価をいたします。その理由を申し上げます。令和2年度は第四次総合計画における最終年度であります。施策52「持続可能な財政運営」に掲げられた指標値達成度合いから判断をいたしました。示されている指標値は実質公債費率、目標値14%以内、将来負担比率150%以内、地方債現在高44億4,000万円以内、経常収支比率90%以内、町税収納率99%以内、財政基金残高5億円以上という6指標のうち、令和2年度の決算からの指標値はそれぞれ5つ、財政基金残高以外、5つの指標値で目標値を達成していますので、プラスの評価といたします。

2つ目に一般会計歳入歳出決算の収支状況という視点から申し上げます。令和2年度一般会計歳入歳出決算についてはマイナスの評価をいたします。理由を申し上げます。令和2年度一般会計歳入歳出決算は、実質単年度収支が1億4,862万4,785円の赤字です。実質単年度収支の赤字は平成30年度以来です。その理由は基金の取崩額が積立額を上回ったためです。いわ

ゆる貯金を多く使ったということです。常々、基金に頼らない財政運用を目指す、また、基金残高の確保に取り組むと言われますが、一向に数字としてはあらわれてまいりません。

令和2年度はコロナ禍の影響とはいえ、基金積み立てに対する意識、備えが令和2年度に限らず共有されていないのではないのでしょうか。また、施策事業の継続、中止、新規の判断基準が根拠に基づき検証がなされていないのではないのでしょうか。今こそ具体的な方法がまさに問われているものと判断をいたします。

以上、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定については、第四次総合計画最終年度であること、そして決算の収支状況という視点からを総合的に判断し、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

○議員（2番 中村 武央君） それでは、認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場で討論をいたします。

2019年度繰越明許費を含む、令和2年度の最終予算額は70億5,306万6,000円で、過去最高の予算額であり、令和2年度の決算額は、歳入総額68億7,909万8,641円、歳出総額65億5,665万3,608円であり、いずれも過去最高額となっています。形式収支は3億2,244万5,033円、実質収支では1億614万5,333円の黒字となったものの、実質収支では2,898万4,466円、単年度収支では1億4,862万4,785円の赤字となっています。

財政状況を示す指標では、経常収支比率は88.8%で前年度比3.0ポイントの改善、実質公債費比率は12.5%で対前年度比0.2ポイントの改善となっています。年度末の町債残高は44億2,528万6,000円で対前年度比1億3,728万8,000円の減少となっております。財政基金は、3億6,670万円程度の決算となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫への返金など、会計処理上いたし方なく、2月補正にて基金を取り崩した1億4,000万円程度を考慮するならば、前年度と同程度の基金残高であると言いかえることができるものと判断をいたします。

数値的評価としては、厳しい財政状況の中においてはありますが、決算の状況は努力の跡が垣間見えるものとなっています。コロナ対応の厳しい状況のもとで、健全財政の維持に努め、財政運営に当たられた、町長さんを初め、職員の皆さんに敬意を表し、今回の決算認定に賛成をいたします。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策が最大の特徴と言っても過言ではない

でしょう。1人10万円の定額給付金事業を初めとして、町独自の取り組みも職員のアイディアを受けて、積極的に実施をされました。当然のこととはいえ、国や県と連携して、最優先課題として取り組まれたことに対し、住民ともども心からお礼を申し上げます。

また、第五次平生町総合計画の策定で多忙を極めた中、数多くの計画等を改定する必要があった令和2年度において、例年とほぼ変わらぬ職員数で、かつ、新型コロナウイルスへの職員の罹患もなく、行政運営に当たられた職員の皆さんの職務への忠実な姿勢に敬意を表します。

さらに、令和2年度においては、町長さんは3月30日に専決処分をした補正予算を除き、11回の補正予算を4回の定例会に加え、6回の臨時会において議決を求められました。このことは議会を尊重し、開かれた立場で審議、いわゆる議会との両輪によるまちづくりを実践するものであり、その姿勢を高く評価いたします。

合わせて、町独自の取り組みについては、町民、事業者などにどのような成果をもたらしたのか、検証の結果をPDCAサイクルから考えれば、非常に大切なことです。成果はすぐにあらわれるとは限りません。今後も継続して成果の検証を追い続けることを求めています。

以上、令和2年度の決算認定に当たり、改めまして町長さんを初め、職員の皆様方の努力に感謝し、お礼を申し上げるとともに、今後とも引き続き平生町の発展のため、力を注いでいただきますよう、お願いをして賛成討論といたします。

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、認定第1号から第7号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第41号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第41号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。

議案第41号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第42号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第43号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号「平生町章制定条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第44号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号「押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」の件を採決いたします。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第45号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第46号「工事請負契約の締結について（変更）」の件を採決いたします。

議案第46号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第46号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号「令和2年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和2年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和2年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

---

#### **日程第15. 魅力ある議会づくり調査特別委員会委員長報告**

○議長（中川 裕之君） 日程第15、魅力ある議会づくり調査特別委員会の委員長報告を求めます。河藤委員長。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、魅力ある議会づくり調査特別委員会の調査報告を申し上げます。

本委員会では令和元年9月の設置以来、2年間に9回の委員会を開催し、慎重審議を重ねてまいりました。そして、このたび、調査を終了するに当たり、調査結果を報告書としてまとめ、議長に提出したうえで、皆様に配付する運びとなりました。報告書には活動の経緯とその結果を掲載しておりますので、詳細につきましては、報告書からお読み取りいただきたいと思います。

調査を進める過程で、特に町民アンケートについては、多くの御意見をいただき、現状を再確認いたしました。これらの貴重な御意見を、これからの議会活動に生かしていきたいと思っております。

この報告を持ちまして、魅力ある議会づくり調査特別委員会としての活動は一旦終わりますが、二元代表制の一翼を担う平生町議会が常に町民に寄り添い、社会情勢の変化を勘案し、議会活動を活性化させ、それぞれの使命と役割を果たしていくことをお約束して、報告といたします。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

魅力ある議会づくり調査特別委員会の調査報告については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、委員長の報告のとおり決しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。

午前9時41分休憩

.....

午後10時05分再開

○議長（中川 裕之君） それでは再開いたします。

ただいま、町長から議案第47号「令和3年度平生町一般会計補正予算」が追加提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題に追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第1. 議案第47号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第47号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 去る9月9日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会及び決算特別委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは、予算3件、条例2件、事件1件、認定7件につきまして、御議決を賜りましてまことにありがとうございました。

また、追加日程の御承認を賜り、ありがとうございます。

まもなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いますとともに、財政運営を含め、行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導いただきますよう、お願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、予算1件、人事案件3件でございます。

それでは、議案第47号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について、御説明申し上げます。

今回の補正額は746万5,000円を追加いたしまして、予算総額は63億9,737万1,000円となるものであります。

このたびの補正は、湊の沖排水ポンプの排水管補修と8月12日からの秋雨前線のはしりのような豪雨により被災した農業用施設、土木施設におきまして、単独災害復旧費として、それぞれ復旧に要する経費を計上いたしております。

まず、歳出から申し上げます。歳出は8ページからであります。

河川維持改良費では、湊の沖排水ポンプの排水管に穴があき、排水に支障をきたしております。応急処理を施しておりますが、今後の非常時に備え、補修に要する経費を計上いたすものであります。

8ページから9ページにかけての災害復旧費では、単独事業の農業用施設、土木施設におきまして、地域の安全確保のため、修繕料と工事請負費として農業用施設3件、土木施設1件に所要の経費を計上いたしております。

戻りまして、7ページの歳入でありますが、湊の沖排水ポンプの排水管補修と災害復旧事業費に要する一般財源には財政基金からの繰り入れにより対応いたすものであります。

町債は、農業用施設、土木施設における単独災害復旧事業費の特定財源として計上いたすものであります。

4ページの第2表、地方債補正につきましては、災害復旧事業債の起債額を変更いたすものであります。

また、10ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第47号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより人事案件を議題といたします。この人事案件について、討論を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。

---

#### 日程第16. 同意第2号

○議長（中川 裕之君） それでは、日程第16、同意第2号「平生町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、令和3年度平生町一般会計補正予算について、御議決を賜りましてありがとうございました。

続きまして、同意第2号「平生町教育委員会委員の任命について」の御説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員は4名でございますが、このうち、松村央美委員の任期が令和3年9月30日で満了となります。松村委員は、平成25年から現在まで2期8年間、教育に関する幅広い御識見により、本町の教育・文化の振興に貢献してこられました。このたび任期を迎えるに当たり、引き続き、教育行政にお力添えをいただきたいとの申し出をいたしました。御本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出があり、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。

後任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項により、このたびは伴浩一氏を任命いたしたいと存じます。

伴氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、長い教育現場での御経験を経られまして、令和2年度から平生小学校学校運営協議会委員として御活躍されております。また、地域におきましても、住民の方々のよき指導者として、また、教育に対する強い熱意もお持ちでおられますことから適任であると判断するものであります。

以上、御説明申し上げましたように、伴氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第17. 諮問第2号

#### 日程第18. 諮問第3号

○議長（中川 裕之君） 日程第17、諮問第2号及び日程第18、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただ今は、平生町教育委員会委員の任命につきまして、御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

続きまして、諮問第2号並びに第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の御説明を一括して申し上げます。

まず、諮問第2号の御説明を申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努めるという重要な任務がございます。

本町の人権擁護委員は現在4名でございますが、このうち木谷巖委員の任期が令和3年12月31日で満了となります。木谷委員は、平成28年から現在まで2期6年間お務めをいただいております。これまでの御活躍を考慮し、再度推薦いたしたいと存じます。

木谷氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、現在は、民生委員児童委員として、本町の地域福祉の増進のため、住民の生活や福祉全般に関する相談や援助活動に積極的に取り組まれております。

続きまして、諮問第3号の御説明を申し上げます。

中丸和則委員の任期が令和3年12月31日で満了となります。中丸委員は、平成24年から現在まで3期9年間お務めをいただいております。これまでの御活躍に鑑み、このたび任期を迎えるに当たり、引き続き、お力添えをいただきたいとの申し出をいたしました。御本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出があり、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。

後任につきましては、今村富士乃さんを推薦いたしたいと存じます。

今村さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、長い教育現場での御経験から、人権教育関係にも精通をされた方でありまして、さらに人格、識見高く、広く社会の実情に通じておられますことから適任であると判断するものであります。

以上、御説明申し上げましたように、木谷氏並びに今村氏を法務大臣に対し候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で諮問第2号並びに諮問第3号につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号を採決いたします。本案に対し、異議のない旨を回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、諮問第2号は異議のない旨、回答することに決しました。

続きまして、諮問第3号を採決いたします。本案に対し、異議のない旨を回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、諮問第3号は異議のない旨、回答することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、河藤議会運営委員会委員長より、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出がなされました。

これを発委第2号として日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第2. 発委第2号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第2、発委第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（河藤 泰明君） それでは発委第2号の提案理由説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。

このような中で地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応が迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

そこで、本委員会はこのような状況の中で、行政サービスを安定的に提供していくため、①令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している状況を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること、②固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、期限の到来をもって確実に終了すること、③令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事、④令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと、⑤炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分することを強く国に要望するものであります。

平生町議会議員全員の強い意志をもって意見書を提出するものでありますので、よろしくお願

いたします。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第19. 請願審査報告

○議長（中川 裕之君） 日程第19、「請願審査報告 平生町学校給食基本構想に関する請願」を議題といたします。

産業文教常任委員長から、委員会において審査中の平生町学校給食基本構想に関する請願につきましては、議会規則第69条の規定により、閉会中も引き続き審査したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

---

#### 日程第20. 議員派遣について

○議長（中川 裕之君） 日程第20、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元の配付の文書のとおりといたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

---

#### 日程第21. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第21、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元の配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第9回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時28分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明